

実践的職業教育の第三者評価連絡協議会拡大研修会

開催日時：令和5年11月10日(金曜日) 午後1時30分～4時30分

会場：アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階「霧島西」

プログラム

【13：30】

1 開会

【13：40】

2 基調報告 職業実践専門課程認定要件等の質保証
文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室 室長 中安史明

【13：55】

3 報 告 職業実践専門課程実態調査からみる実習等の取組
(株)三菱総合研究所キャリア・イノベーション本部研究員 藪本沙織

【14：10】

【会場質問コーナー】

【14：15】

4 報 告 柔道整復師養成分野における実習の取組
学校法人葛谷学園中和医療専門学校 理事長 楠本高紀

【14：35】休 憩

【14：45】

5 意見交換 「企業等と連携した実習等の分野における特長と課題」

【事前質問コーナー】 質問があれば意見交換で対応

進行：東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

【登壇者】

- | | |
|----------------------------------|------|
| 1 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室長 | 中安史明 |
| 2 専門学校東京工科自動車大学校中野校、世田谷校 校長 | 佐藤康夫 |
| 3 日本工学院八王子専門学校 ITカレッジカレッジ長 | 大矢政男 |
| 4 一般社団法人日本看護学校協議会会長 | 水方智子 |
| 5 専門学校日本ホテルスクール 副校長 | 中山万作 |
| 6 学校法人敬心学園職業教育研究開発センター学術顧問 | 川廷宗之 |

【16：30】閉会

6 資料は、終了後、機構ホームページに掲載します。
また、登壇者、テーマは変更をすることがあります。

実践的職業教育の第三者評価連絡協議会拡大研修会

資料目次

1	基調報告	職業実践専門課程認定要件等の質保証	1
2	報 告	職業実践専門課程実態調査からみる実習等の取組	10
3	報 告	柔道整復師養成分野における実習の取組	17
4	各分野における取組		
	○	自動車整備専門学校における企業連携実習等の特長と課題	34
	○	企業等と連携した実習等のIT分野（学校）における特長と課題	36
	○	企業等と連携した実習等の看護分野（学校）における特長と課題	37
	○	企業等と連携した実習等の観光分野（学校）における特長と課題	38
	○	企業等と連携した実習等の介護分野（学校）における特長と課題	40



職業実践専門課程認定要件等の質保証

令和5年11月10日(金)

文部科学省 専修学校教育振興室長 中安史明

1

専修学校の現状と課題

専修学校の現状

◆ 専修学校の特徴

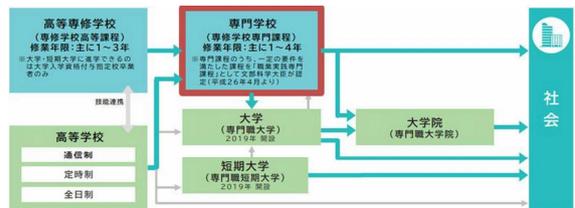
- ✓ 社会の変化に即応した**実践的な職業教育機関**。また、修業年限や教員構成などが大学に比べて自由度が高い。
- ✓ 各種国家資格の指定養成施設。人手不足の業界に対し、**エッセンシャルワーカー**を輩出。(30以上の国家資格の学歴要件。看護師、介護士、理学療法士、自動車整備士、理容師・美容師、調理師などの多くを輩出)
- ✓ 大学等に比べ、**卒業生の地域への就職率が高い**。

○ 専修学校の現状

※学校数の総計は、それぞれの課程の重複を除く。

区分	学校数	生徒数
高等課程	396校	33,634人
専門課程	2,721校	581,522人
一般課程	144校	20,418人
総計	※ 3,051校	635,574人

◆ 専修学校の制度的位置づけ



○ 他の高等教育機関との比較

※進学率はそれぞれ高等教育機関への入学者に占める割合。大学、短期大学への進学率はそれぞれ学部、本科への進学率。

区分	専修学校 専門課程	大学	短期大学
進学率	22.5%	56.6%	3.7%

出典：令和4年度学校基本統計（令和4年5月1日現在）

当面の主な課題

○ 職業実践専門課程の推進

- 専門学校のうち、企業等と密接に連携して**実践的な職業教育**に取り組む学科を**文部科学大臣が認定**
- 平成25年度に制度化。認定率約4割(1,093校/2,721校) (R5.3月)
- 令和4年度より職業実践専門課程認定校に係る都道府県補助に対し、**特別交付税措置**
- 認定要件の明確化等により**更なる取組の充実・質の向上**を図る。

○ 修学支援新制度

- 令和2年度より制度化。
- **専門学校生も修学支援新制度の対象**となり、**大学生と同様**に支援を実施。
- 今後の中間層の**多子世帯**や**理系学生への支援**の拡大の検討。

○ その他

- **留学生**の受入れ
 - 高等教育機関への留学生のうち、専門学校に占める割合は**約34%**(78,844人/228,403人)
 - ※留学生30万人計画を達成した令和元年度
 - 卒業生の国内定着・就職支援
 - 新しい学校認定制度と在留資格運用の見直し(法務省と連携)
- IT分野等の**理系/人手不足分野への対応**。→設置基準緩和。
- **リスキング・リカレント教育**。

2

職業教育体系の確立に向けて

東京都専修学校各種学校協会『専修学校振興構想懇談会・専門学校検討部会報告書』から

I. 高等教育としての専門学校教育が目指すべき姿

… 職業ステークホルダーとともに学修者本位の教育を充実させる …

(1) 予測不可能な時代を生きる人材像の探究

- 産業・職業・地域の求める専門的知識と社会でいきる専門的スキルを身につけていくとともに、時代の変化を読み、それに合わせて積極的に社会を支え、**専門的な能力をもって社会を牽引していく態度とそのための社会と関わる経験をもつ人材像**を確立する

(2) 職業のステークホルダーが参画する学修者本位の職業教育体系の確立

…何を学び、身に付けることができたのか、個々人の学修成果の可視化

- 専門学校は産業・職業・地域にとって有効な学修成果を提示し、そのための職業統合的学習を組み込む多段階の教育プログラムを提供するとともに、関係職業ステークホルダー、国とともに、職業教育を充実させ多様なキャリアを拓くことのできる**学位・資格枠組み(NQF)**を開発し、国際的な往還を支援する教育プログラム・制度を可視化する

II. 職業などのステークホルダーと連携した教育研究指導の体制

(1) 職業実践専門課程のさらなる充実(第III部)

- 産業・職業・地域の**ステークホルダーと連携した職業実践専門課程のさらなる充実**
- 高度専門士課程の充実**
- ステークホルダー参画による**質保証モデルを他の学校段階、学校種へ広げる**

(2) 教員の学術経験と職業経験を評価し、能力開発のための研修(第IV部)

- 実務家教員**と学術研究のできる教員、**基幹教員活用**の教員組織
- 新しいテキストによる東専各から全国に発信する**教員研修**

(3) 多様な学生のための固有の教育モデルの開発(第V部)

- 学生の学修支援新制度と学校への**公的財政支援**
- 留学生**の日本語教育と日本社会への移行を含む支援
- リカレント学習**のための高度専門士課程区分制と成人学習学(アンドロジョー)モデル

III. 専門学校の確かなマネジメントと点検・評価(第VI部)

(1) 全学的な職業教育マネジメント

- 職業実践専門課程を基軸にした**PDCAによる職業マネジメントモデル**(第II部第7章)
- 企業等から広範囲の職業にかかる**ステークホルダーの参画促進**と東専各の参画
- キャリア教育に向けた**高校との連携**のための東専各事業の拡充
- 共同での卒業生調査等による**学修成果の把握**と情報公表

(2) 専門学校の学校評価の充実

- 私立専門学校評価研究機構**による専門学校の点検・評価の支援
- 職業実践専門課程における**第三者評価**の導入

IV. 専門学校制度の充実による職業教育体系の確立(第II部)

(1) 学修成果をもとにした教育プログラムの可視化と整理

- 単位制度**による制度の可視化、準専門士・専門士・高度専門士の制度確立
- 新しい専門分野分類**によるプログラムの国際的な通用性の向上
- 学修成果の可視化による**学位・資格枠組み(NQF)**の開発支援
- 単位制導入による専門課程と高等課程における修了概念の可視化、学校教育法上の**専門課程と高等課程の位置づけ再考**

(2) 未来志向の東専各事業の推進(第I部)

- 中教審(2018)『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン』への積極的取組
- 東専各(2003)『専修学校振興構想懇談会(第一次懇談会)』の継承

これまでの議論の経緯 (専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議)

(令和2年度～令和3年度)

第20回(令和3年2月18日)～第25回(令和4年3月30日)

○令和4年3月30日「職業実践専門課程の充実に向けて」をとりまとめ。

(主たる内容)

- ・ 職業実践専門課程の充実(「専門士」の認定を職実の認定要件とする、都道府県・企業への理解促進等)
- ・ 職業教育のマネジメント(研修の充実、育成する人材像の明確化等)

(令和4年度～令和5年度)

第26回(令和4年9月29日)

○今期扱うアジェンダについて

第27回(令和4年12月15日)

○大学設置基準の改正を受けた専修学校設置基準の在り方

○留学生の卒業後の定着促進に係る現状把握と意見交換(佐藤委員ヒアリング、多委員ヒアリング)

第28回(令和5年3月30日)

○「資格枠組み」における位置づけに係る現状把握と意見交換(野田委員ヒアリング)

○留学生の卒業後の進路と教育の質保証について

○とりまとめ(令和4年3月30日)の対応状況について など

第29回(令和5年7月4日)

○「専修学校振興構想懇談会専門学校検討部会」報告書の報告と意見交換(吉本委員及び関口東京都専修学校各種学校協会副会長ヒアリング)

○留学生の卒業後の進路と教育の質保証について

第30回(令和5年11月9日)

○「分野」の考え方について

○まとめの方向性、これまでいただいたご意見など

○ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議 (令和4～5年度)におけるご議論と、対応する施策案

- 職業実践専門課程の充実
 - 職実に乗せ補助を行う都道府県への特別交付税（令和4年度より）
 - 実習や教育体制の在り方（中期的な検討）
- リカレント教育関係
 - 履修プログラム制度化（令和4年6月）、高度専門士の区分性の検討など
- 留学生関係（特に専門学校の留学生の在留資格の切り替えの円滑化）
 - 「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」制度（令和5年6月）
- 職業教育を行う教育機関としての位置付けの明確化
 - 単位制への移行（専門課程）、称号の位置付け、「学生／生徒」の呼称の改善、教育の質の保証（第三者評価）などの検討
 - ISCED（国際教育標準分類）の見直し
- 分野の考え方、オンライン教育（ガイドラインの検討） など

5

職業実践専門課程について

職業実践専門課程とは

専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度

認定要件

- 専門士※又は高度専門士※※の認定課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して学校関係者評価と情報公開を実施

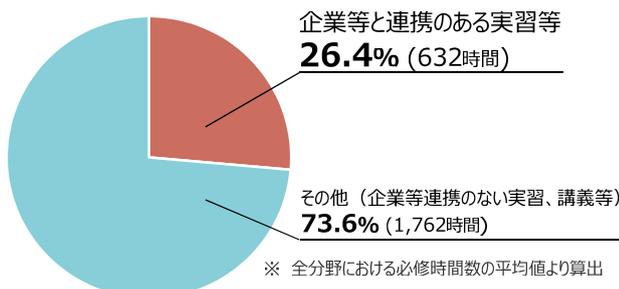
※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

※※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上、③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定



認定数 1,093校 3,165学科（令和5年3月時点）

実習の状況



出典：平成29年度「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究（三菱総合研究所）

認定を受けるメリット

学校

- ・企業等と連携して教育課程の編成や実習等を行うことで、業界ニーズの把握や、養成する人材像を明確化でき、より実践的な職業教育を行うことができる。
- ・学校関係者による学校評価により、教育活動や学校運営の改善点が明確になる。
- ・「職業実践専門課程」という枠組みを通じ、教員や高校生、保護者等に対して、学校の強みを積極的にアピールできる。

企業

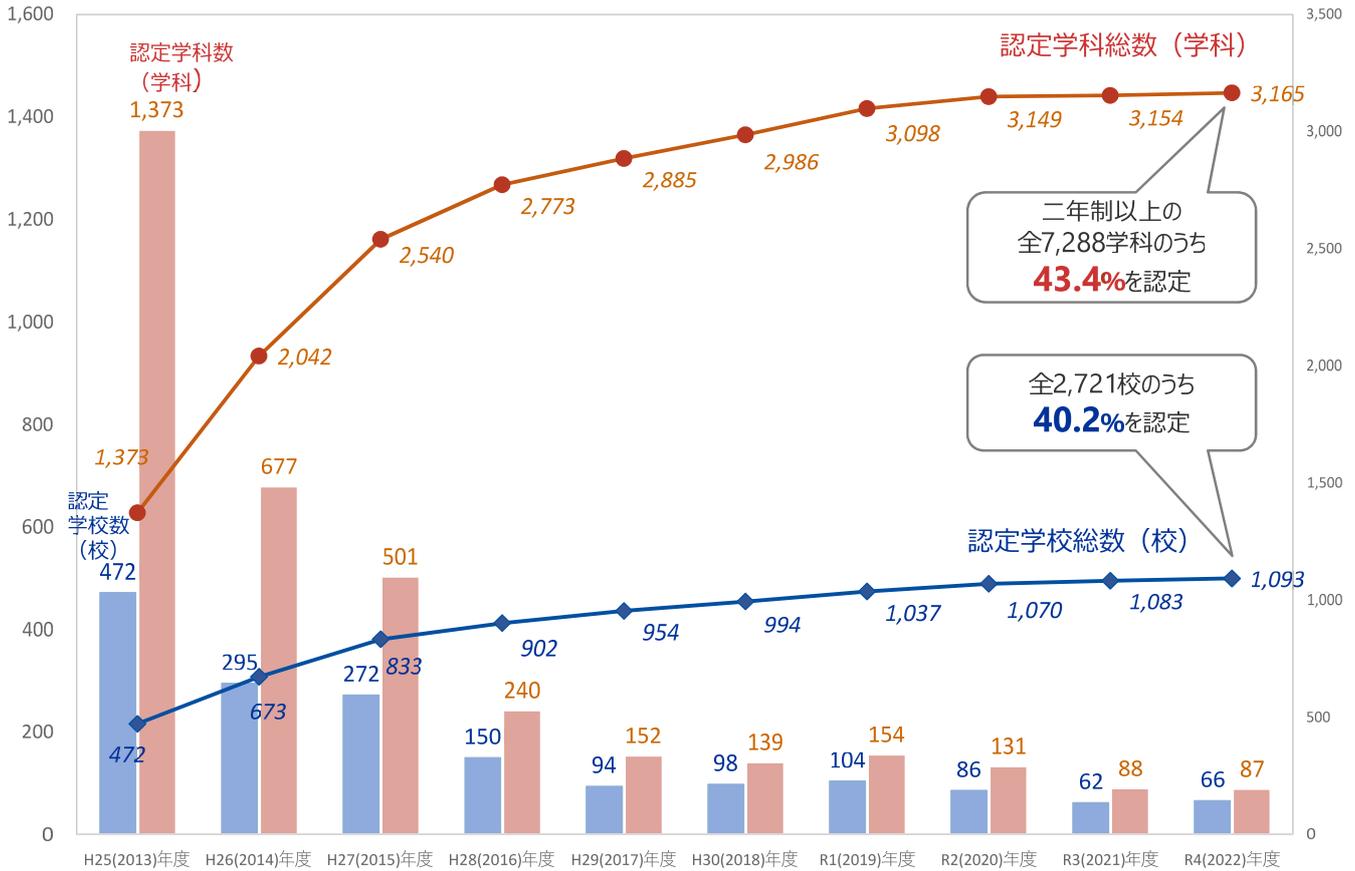
- ・派遣社員のスキルアップやモチベーション向上。
- ・生徒の感性や発想を商品開発や現場の改善に活かせる。

生徒

- ・企業等のニーズを反映したカリキュラムを学べる。
- ・実習等により現場の生の声を聞き、具体的に働くイメージが持てる。
- ・教育訓練給付金を受けられることができる。（社会人）

6

職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移



職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

職業実践専門課程について

専門学校のうち、特に企業等との連携体制を構築し、実務の最新知識・技術・技能を身につけられるよう、より実践的な職業教育に取り組んでいる学科について、平成26年度より文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

- ・ **19都府県**で職業実践専門課程認定校への補助を実施。(※令和3年度。実施府県は下図のとおり。)
- ・ 職業実践専門課程が制度化(平成26年度)された翌年度以降、**毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加**。
- ・ 職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、**令和4年度から特別交付税措置**。

参考：職業実践専門課程の認定状況
(令和4年3月25日時点)

- ・ 学校数：1,083校(39.3%)
- ・ 学科数：3,154学科(44.2%)

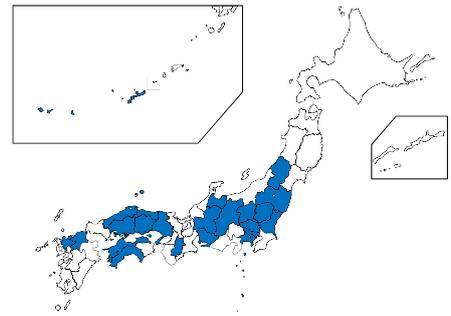
※合計欄の()内の数字は全専門学校数(2,754校)、修業年限2年以上の全学科数(7,133学科)に占める割合。

職業実践専門課程認定校への補助を行っている都道府県数
(令和4年6月時点)

令和3年度：19都府県



令和4年度：24都府県



図：職業実践専門課程認定校への補助を行っている自治体(令和4年6月時点)
(山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、岐阜県、愛知県、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、沖縄県)

教育訓練給付金

- 業務独占資格などの取得を目標とする講座や職業実践専門課程の認定等を受けた専門学校の課程は教育訓練給付金の支給対象となっている。

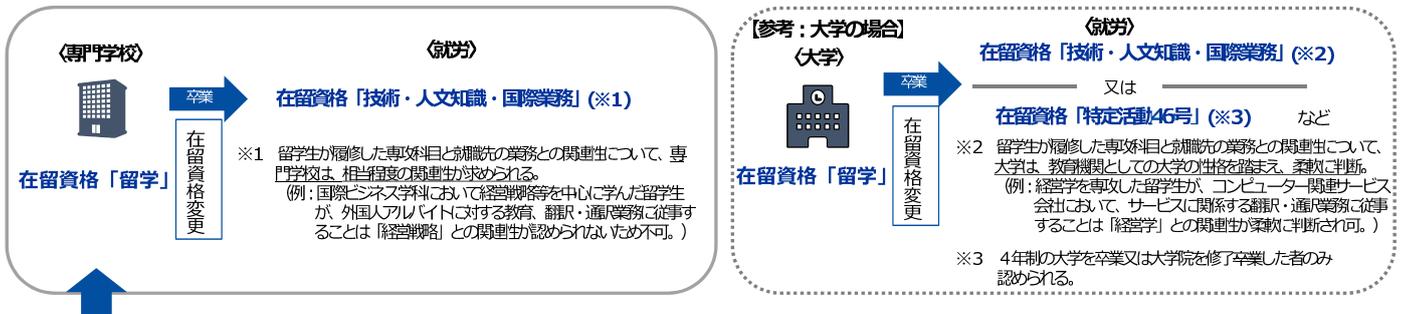
教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の 70% [年間上限56万円・最長4年] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 1,737講座 (専門学校以外含む) ・介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル3以上のIT関係資格取得講座 ・第四次産業革命スキル習得講座(経済産業大臣認定) 大学院・大学などの課程 ・専門職大学院の課程(MBA、法科大学院、教職大学院 など) ・職業実践力育成プログラム(文部科学大臣認定) など 専門学校の課程 ・職業実践専門課程(文部科学大臣認定) 672講座 ・キャリア形成促進プログラム(文部科学大臣認定) 5講座
特定一般教育訓練 受講費用の 40% [上限20万円] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル2以上のIT関係資格取得講座 など
一般教育訓練 受講費用の 20% [上限10万円] を受講者に支給	資格の取得を目標とする講座 ・英語検定、簿記検定、ITパスポート など 大学院などの課程 ・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

※ 講座数は、厚生労働省「目標資格等別・都道府県別 専門実践教育訓練指定状況(令和5年10月1日時点)」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11804000/001131420.pdf>
 による。

9

外国人留学生キャリア形成促進プログラム(文部科学大臣認定)

- ◆ 留学生が日本で就職する場合の在留資格の切り替えについて(文部科学省が認定した専門学校については大学と同じ取り扱いとする)



外国人留学生キャリア形成促進プログラムによる認定

経済三団体(経団連、日商東商、新経連)、全専各連からの強い要請を受け、令和5年度より、新たな認定制度として外国人留学生キャリア形成促進プログラムを創設。文部科学省が認定した質の高い専門学校については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「特定活動46号(※認定を受けた専門学校(4年制)を修了して高度専士の称号を得た留学生に限る。)」の変更について、大学と同じ取り扱いとする。

(認定スケジュール)

申請受付: 令和5年6月21日~8月10日 公表: 令和5年11月下旬予定 ※来年度以降も毎年度申請を受付予定。

外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定要件

※基準の充足を確認するために3年に一度のフォローアップを実施

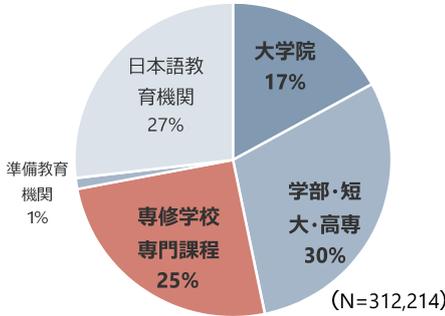
- ① 職業実践専門課程の認定を受けている課程であること。
(企業等と連携し、質の高い専修学校専門課程を文部科学大臣が認定する制度)
- ② 経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること(修学支援新制度の機関要件と同一)。
- ③ 認定を受けようとする学科の実数のうち、留学生割合が2分の1の範囲内であり、かつ、日本人生徒との交流の機会が確保されており、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。2分の1を超える場合にあっては、適正な進路指導(直前3年間の就職率の平均が90%以上であることを想定)が行われるとともに、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設されていること。
- ④ 外国人留学生の受入れに関する不適切な事情その他目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。

10

【参考】専門学校における留学生の現状

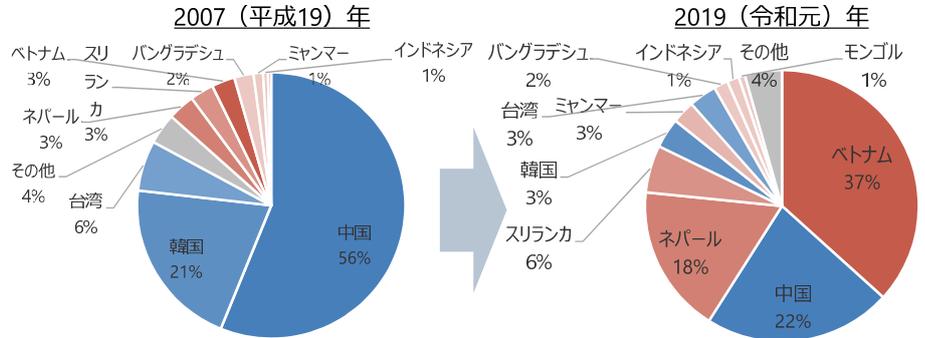
- 留学生30万人計画を達成した2019年度において、留学生総数の25%が専門学校に在籍。
- 近年、ベトナムやネパールの留学生が増加傾向。
- 日本で就職を希望する専門学校の留学生の割合は7割程度である一方、実際に日本で就職した学生は4割程度に留まっている状況。

● 留学生総数に占める割合



出典：日本学生支援機構「2019（令和元）年度外国人留学生在籍状況調査」

● 国別留学生割合



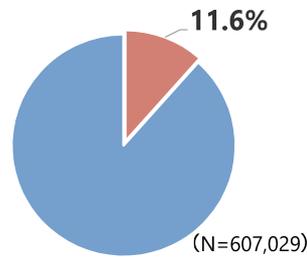
出典：日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

● 日本での就職を希望する者と、実際に日本で就職した者の割合等

日本での就職を希望する者の割合※1	→	実際に日本で就職した者の割合※2
69.9%	→	39.2%

出典：
 ※1 日本学生支援機構「令和元年度私費留學生生活実態調査」
 ※2 日本学生支援機構「令和元年度留學生進路状況・学位授与状況調査」

● 留学生割合

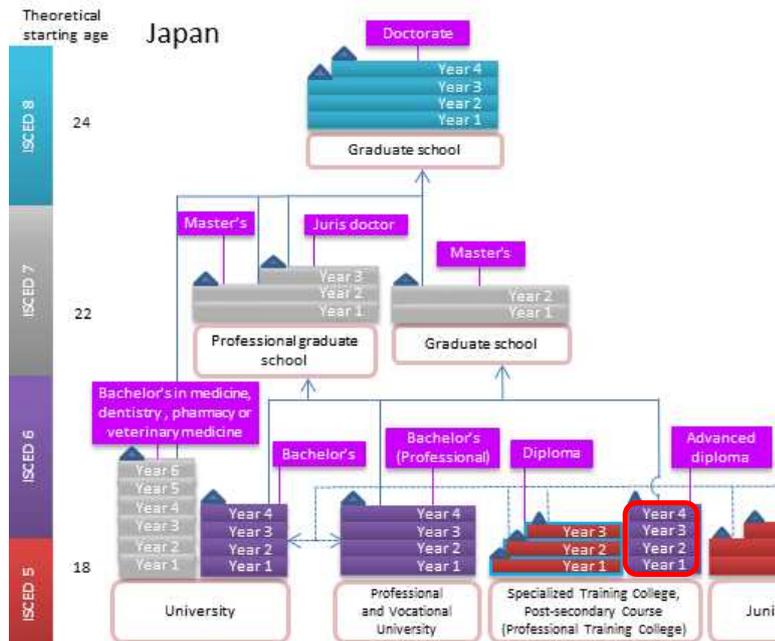


出典：日本学生支援機構「2022（令和3）年度外国人留學生在籍状況調査」
 文部科学省「令和3年度学校基本調査」 11

ISCED（国際標準教育分類）における高度専門士の位置づけの見直し等

ISCEDにおける高度専門士のレベル6化

- 高度専門士（4年制の専修学校専門課程）に関して、国際標準教育分類（ISCED）における位置付けが4年制度の大学と同等とされた。



OECD Educational GPS (JAPAN)

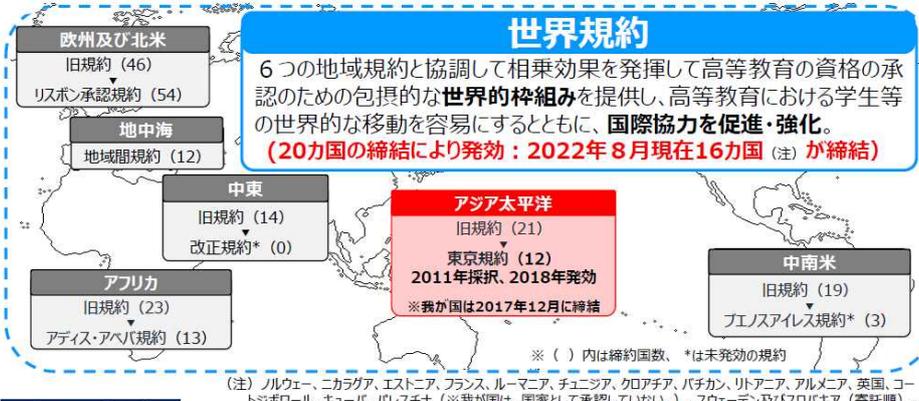
<https://gpseducation.oecd.org/CountryProfile?primaryCountry=JPN>

※各国の教育制度を图示したもの

【参考】ユネスコ「高等教育の資格の承認に関する世界規約」について

背景

- ユネスコは、1970年代以降、学修経験の承認を他の国においても平衡・公正に取り扱うことの重要性を認識し、高等教育の資格(入学資格、単位、学位を含む)の承認等を促進させることを目的に、6つの「地域規約」を採択(いずれも発効済)。
- グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発揮する目的で、2019年第40回ユネスコ総会にて「高等教育の資格の承認に関する世界規約」を採択。



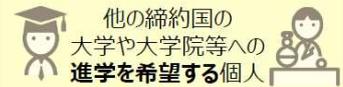
主な内容

- 締約国における資格の承認は、透明性のある、公正な、時宜を得た及び無差別なものであるべきである。(第3条)
- 締約国は、資格等の内容に実質的な相違がない限り、他の締約国が付与した入学資格や学位等の資格(オンライン学習等を通じて取得された資格を含む)を承認し、又は評定する。また、単位などの部分的な修学及び従前の学習を承認し、又は評定することができる。(第4条～第6条)
- 各締約国は、公式の「国内情報センター(注)」を設立し、及び維持し、自国の高等教育制度等に関する情報へのアクセスを提供する。(第8条)
(注) 日本国内においては、(独)大学改革支援・学位授与機構に設置されている「高等教育資格承認情報センター」が担当予定

締結の意義

【個人(学生等)のメリット】

高等教育を受ける機会



資格の承認



- 教育制度の異なる他の締約国においても入学試験を受験する機会を確保

【我が国のメリット】

- 世界の各地域から我が国への外国人留学生の受入に寄与。
- 世界の各地域への日本人学生の海外留学の送り出しに寄与。
- 高等教育の国際化に対する我が国の積極的な姿勢を内外に示すことができる。

【参考】高等教育資格承認情報センター(NIC-Japan)

高等教育資格承認情報センター設立



高等教育資格承認情報センター
National Information Center
for Academic Recognition Japan

(独) 大学改革支援・学位授与機構内に創設(2019年9月1日)

◆ 目的

- ✓ 日本の高等教育資格の国際通用性の確保
- ✓ 諸外国との円滑な資格の承認に貢献すること

◆ 業務内容

- 日本¹⁾の高等教育制度、各種高等教育機関概要・一覧、入学要件、資格、質保証の仕組みに関する情報提供
- 東京規約締約国を主とした外国²⁾の教育制度、資格、質保証制度に関する情報提供
- 諸外国の国内情報センター(NIC)等との連携
- 各種調査研究

出典：2021年2月22日 東京規約とNIC、資格枠組みの国際的動向
令和2年度文部科学省委託事業 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進成果報告会・セミナー

専修学校における学校評価・情報公開の状況

- 義務化されている情報公開と自己評価の実施割合は高まっているが、一部において未実施となっている。
- 学校関係者評価の実施割合は高まっている。

区分	実施	実施率・公表率		概要
		平成25年 5月1日現在	令和4年 5月1日現在	
情報公開	実施	19.7%	→ 89.6%	学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報の積極提供
学校評価	自己評価	実施	66.7% → 92.3%	各学校において自らの学校の状況について行う評価
		公表	22.2% → 85.6%	
	学校関係者評価	実施	24.9% → 77.8%	学校関係者による評価 (自己評価の結果を用いて行う)
		公表	8.1% → 76.5%	
第三者評価	実施	4.8% → 8.9%	学校から独立した第三者が、専門的・客観的視点から行う評価	
	公表	2.0% → 8.3%		

全ての専修学校は、学校教育法上、情報公開と自己評価が求められる。

職業実践専門課程においては、学校関係者評価が認定要件とされている（学校教育法施行規則上は努力義務）。

出典：私立高等学校等実態調査

17

令和5年度 職業実践専門課程等の高度化、改革を図るための認定要件を踏まえた第三者評価システムの開発

特定非営利活動法人職業教育評価機構作成資料
令和5年6月29日
職業教育評価機構

事業の概要

①職業実践専門課程の認定要件を踏まえた第三者評価システムの開発
昨年度(令和4年度)取組んだ「法令要件等における適格確認」及び「職業実践専門課程の認定要件充足状況確認」のしくみとの関係を整理し、職業実践専門課程の制度趣旨、学校における取組の実態、認定要件の充足状況の確認を視点に取り入れた第三者評価システム(評価基準、評価体制、評価結果)を開発する。

②第三者評価基準策定過程における認定要件の検証等
職業実践専門課程の更なる取組充実に向け、運用の改善を図るため、第三者評価基準の策定過程において、これまでの実態調査結果における認定要件の実施状況等を確認しながら認定要件の明確に向けた検討を行う。

③実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の設置・運営
昨年度(令和4年度)文部科学省受託事業で取組んだ「第三者評価機関の連絡協議会」の運営を継続し、意見交換、情報共有、第三者評価機関の質保証についての検討を通して、分野特性と職業実践専門課程の認定要件に関する検討を行う。検討結果等は、拡大研修会を開催し、専門学校関係者・団体等において情報等を共有する。

第三者評価システムのイメージ

認定要件の検証等

検証等の観点
1実態調査結果の検証
2質保証調査研究協力者のまとめ
3分野特性を踏まえた学習目標の具体化
4教育課程の編成・実習等に関する質的・数量的要件のあり方
5学修評価の可視化、学校評価、情報の公表のあり方
6PDCAサイクルを支える組織基盤、人材育成

部会相互の検討結果の共有
専門学校・関係団体との共有

事業の実施体制

①事業実施委員会 (13名)
②三者しきり検討部会 (6名)
③連絡協議会運営部会 (7名)

事務局：2名

事業実施スケジュール

事業内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業実施委員会			○				○			○
第三者評価しきり検討部会				○	○	○	○	○		
連絡協議会運営部会				○	○	○		○		
連絡協議会拡大研修会						○				
第三者評価フォーラム									○	

これまでの取組と成果・本事業の目標

年度	(取組内容)	(成果)
平成26年度	・柔道整備師養成分野に係る第三者評価システムの構築 ・分野別コンソーシアムの連絡調整会議の開催	・柔道分野に着目した評価基準の策定 ・モデル評価実施のための様式類の整備 ・第三者評価フォーラム開催
平成27年度	・柔道整備師養成分野に係る第三者評価の実施・検証 ・分野別コンソーシアムの連絡調整会議・合同研修会の開催	・分野横断的な「共通項提案」の策定 ・合同研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催
平成28年度	・分野横断的な第三者評価の仕組みの提案 ・分野別コンソーシアムの連絡調整会議・合同研修会の開催	・分野横断的な第三者評価のしくみ策定 ・合同研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催
平成29年度	・第三者評価の実用化のためのマニュアルづくり ・モデル評価の実施・検証 ・分野別コンソーシアムの連絡調整会議・合同研修会の開催	・職業実践専門課程の第三者評価マニュアル作成 ・合同研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催
平成30年度	・第三者評価実用化に向けたモデル評価の実施 ・分野別特性を観点とした評価基準の策定	・鍼灸師等養成分野の評価基準の策定 ・第三者評価フォーラム開催
令和元年度	・第三者評価実用化に向けたモデル評価の実施(2分野) ・分野別特性を観点とした評価基準の策定 ・学校運営等基準の改善	・職業実践専門課程の第三者評価マニュアル改訂版作成 ・看護師養成分野の評価基準策定 ・第三者評価フォーラム開催
令和2年度	・実践的職業教育の第三者評価機関の定義・要件に関する検討 ・評価機関設立と過程の記録 ・第三者評価機関連絡協議会の設立に関する検討	・第三者評価機関等の定義・要件の議論等の整理 ・評価機関設立過程の記録 ・看護師養成分野の評価基準の策定等整理 ・第三者評価フォーラム開催
令和3年度	・実践的職業教育の第三者評価機関の定義・要件に関する提案作成 ・評価機関設立と過程の記録 ・第三者評価機関連絡協議会の設立に関する検討	・第三者評価機関等の定義・要件の議論のまとめ ・職業実践専門課程の第三者評価マニュアル作成 ・第三者評価機関連絡協議会に関する設立準備 ・第三者評価フォーラム開催
令和4年度	・職業実践専門課程の質保証の枠組み等に関する検討 ・第三者評価の2段階方式と適格認定版評価基準の検討 ・第三者評価機関の連絡協議会の設立・運営の試行	(目標) ・職業実践専門課程の質保証の枠組み、第三者評価の2段階方式に関する提言 ・連絡協議会の設置 ・拡大研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催

文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の 質保証・向上の推進」事業 調査からの示唆

企業等と連携した実習・演習等の取組状況について

MRI 三菱総合研究所

実践的職業教育の第三者評価連絡協議会拡大研修会
2023年11月10日

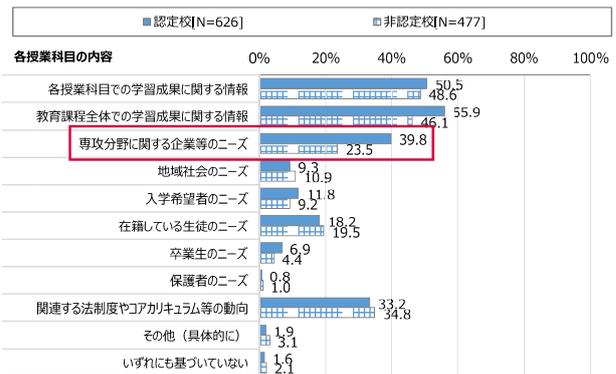
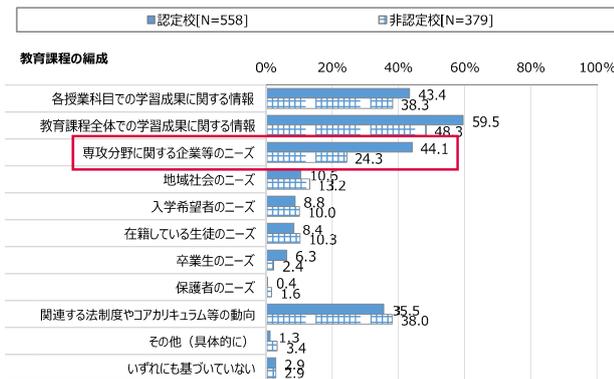
人材・キャリア事業本部
藪本沙織
saori_yabumoto@mri.co.jp

職業実践専門課程は 企業等連携にどの程度取り組んでいるか

- 教育課程編成、実習・演習等について

認定学科の取組状況の実態①企業等と連携した教育課程編成

- 認定学科は非認定学科と比べて、**教育課程編成においてよく企業等と連携している**と考えられる。
 - 例えば、教育課程の編成や授業の内容を見直しする際に、どんな情報・ニーズを活用したかを3つまで選択してもらったところ、認定校(以下の調査では、職業実践専門課程を持つ学校)は非認定校(職業実践専門課程を持つ学校以外)と比べて、「専攻分野に関する企業等のニーズ」を活用している。



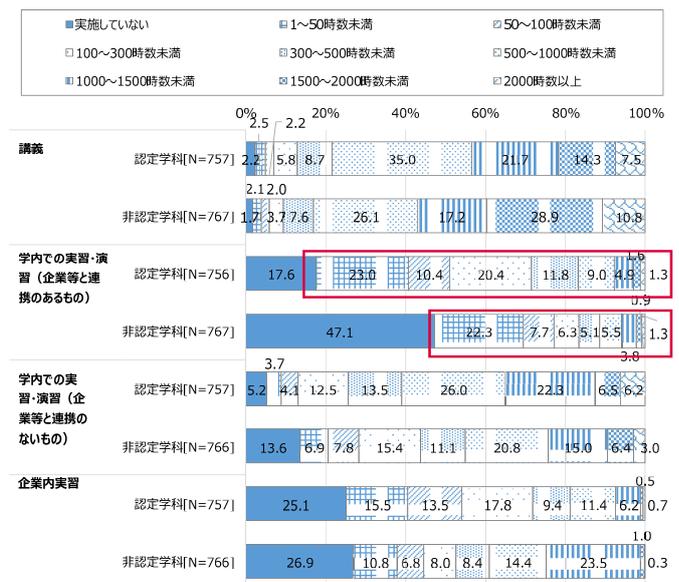
令和元年度文部科学省委託事業「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

3

認定学科の取組状況の実態②-1企業等と連携した実習・演習等

- 企業等と連携した実習・演習等について、認定学科の方が非認定学科に比べ、「**学内での実習・演習(企業等と連携のあるもの)**」を実施している学科が多い。
 - 「企業内実習」については、認定学科と非認定学科で、実施している学校の割合に大きな違いはない。本調査では、非認定学科の方が認定学科に比べ、医療分野の割合が大きかったことが影響していると考えられる。



令和元年度文部科学省委託事業「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

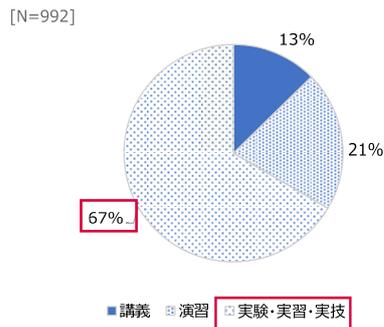
4

認定学科の取組状況の実態②-2企業等と連携した実習・演習等

- 別の年度では、**フォローアップ対象の認定学科**に、認定要件の充足状況等を調査した。
- 企業等と連携した「授業」(認定要件外となる講義形態の授業も含む)や、企業等と連携した実習・演習等の実施状況を回答してもらったところ、**分野別、地域別に違いが生じている**ことがわかった。

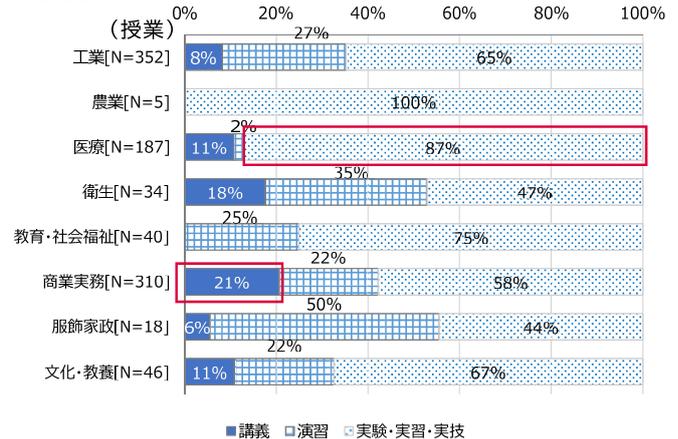
【学科】企業等と連携した授業の実施形態

単純集計(授業)



※一部学科の回答漏れなどがあり、設問ごとにN数が異なっている場合がある。

分野別

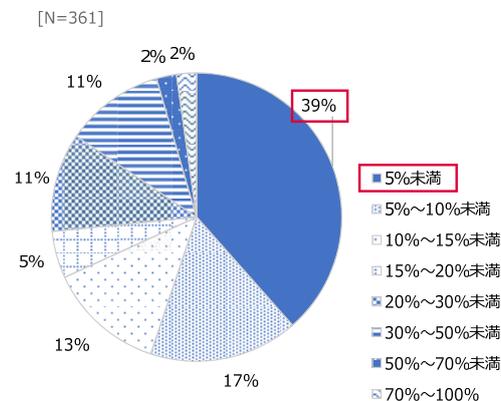


令和3年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

認定学科の取組状況の実態②-3企業等と連携した実習・演習等

【学科】全授業における企業等と連携した実習・演習等(講義除く)の占める割合(1/2)

単純集計(学科)

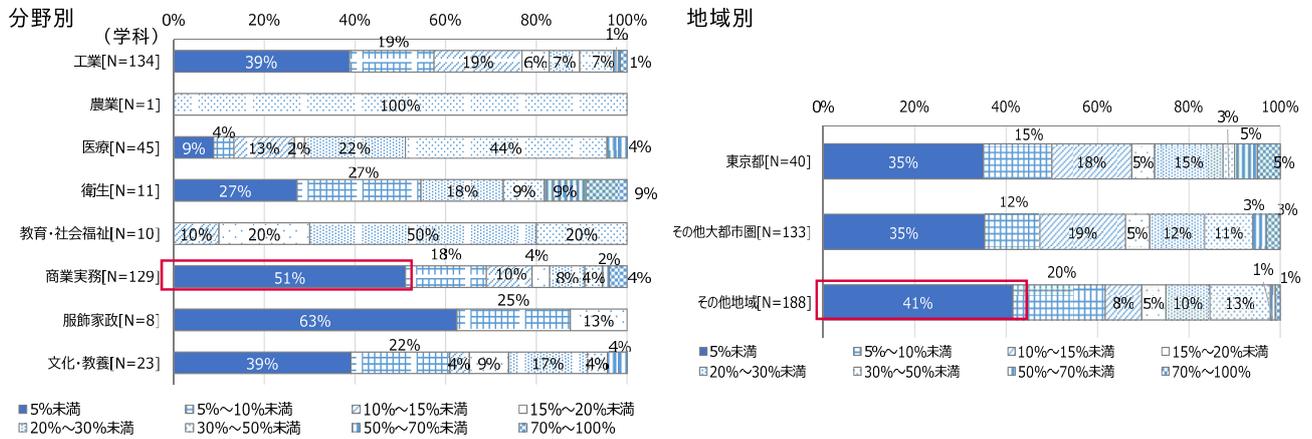


※一部学科の回答漏れなどがあり、設問ごとにN数が異なっている場合がある。

令和3年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

認定学科の取組状況の実態②-4企業等と連携した実習・演習等

【学科】全授業における企業等と連携した実習・演習等(講義除く)の占める割合(2/2)



※一部学科の回答漏れなどがあり、設問ごとにN数が異なっている場合がある。

※地域別集計においては、「その他大都市圏」は関東圏(神奈川県・埼玉県・千葉県)、近畿圏(大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県)、中京圏(愛知県・岐阜県・三重県)、「その他地域」は東京都と「その他大都市圏」以外を指す。

令和3年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査報告書」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

7

参考:地域の自治体から、職業実践専門課程はどのような期待を寄せられているか

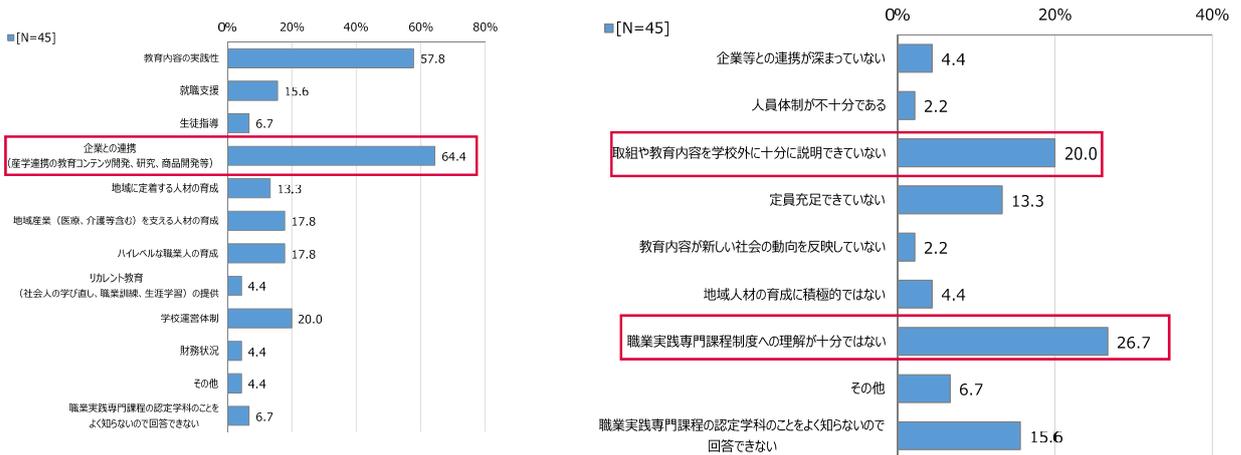
Copyright © Mitsubishi Research Institute

8

自治体からの評価①職業実践専門課程への評価と課題

● 専修学校担当に、認定学科に対する評価と課題を質問した。

- 認定学科は、非認定学科と比べて「企業等との連携」が優れているという評価が最多となった。続いて「教育内容の実践性」が評価されている。
- 課題については、「職業実践専門課程制度への理解が十分ではない」が最多となった。次に、「取組や教育内容を学校外に十分に説明できていない」という回答が多かった。



令和3年度文部科学省委託事業「効果的な職業教育のマネジメントのための実態調査事業 報告書」より抜粋

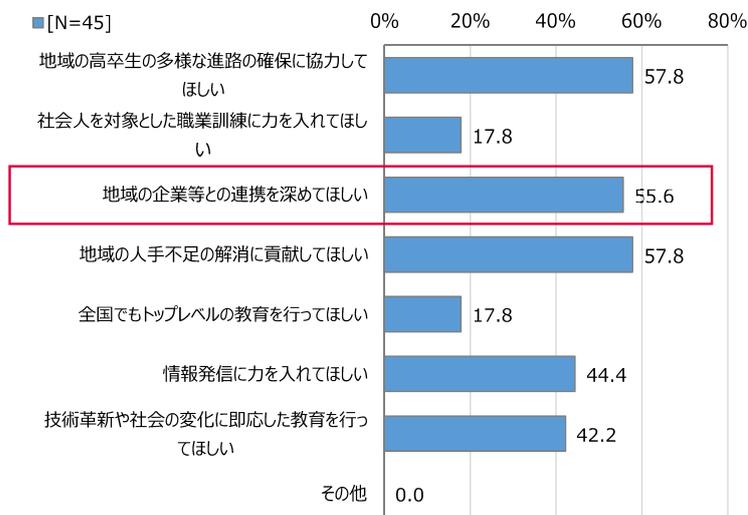
Copyright © Mitsubishi Research Institute

9

自治体からの評価②職業実践専門課程への期待

● 専修学校担当に、認定学科への期待、要望を質問した。

- 「地域の高卒生の多様な進路の確保に協力してほしい」と「地域の人手不足の解消に貢献してほしい」が最多となった。次に「地域の企業等との連携を深めてほしい」という回答が続いた。



令和3年度文部科学省委託事業「効果的な職業教育のマネジメントのための実態調査事業 報告書」より抜粋

Copyright © Mitsubishi Research Institute

10

まとめ

文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業調査からの示唆のまとめ

- 長年の調査や検討を踏まえ、職業実践専門課程の要件のうち、特に**企業等連携の取組**が、職業実践専門課程の**質保証・質向上にとって重要**であると考えている。
- 地域の自治体からもその点について期待が大きい。
- なお、組織的な教員研修も重要(今年度の重点調査対象)。

- 教育課程編成委員会の仕組みがうまく機能しているなどの理由から、**教育課程編成における企業等連携**は、職業実践専門課程の認定学科では**一定程度広まっている**。

- 企業等と連携した**実習・演習等**についても、**認定学科の方が**、非認定学科よりも**積極的に**取り組んでいる。
- しかしながら、形式的な取組だけではなく、**企業等連携の実習・演習等の実質的な取組状況を見る**と課題が見えてきた。
- 企業等と連携した実習・演習等は教育課程の中で重要な位置づけを占めているかなどについては、**学校による格差、地域による格差**が生じていると推測される。
- さらに、企業等と連携した実習・演習等が、**学生の教育や卒業後のキャリアにどのような影響を及ぼしているか**についての全国的な実態把握は、今後の課題。

未来を問い続け、変革を先駆ける

MRI 三菱総合研究所

2023年11月10日(土)

柔道整復師養成分野における実習の取組

～ 臨床実習ガイドライン作成の経緯と
内容・課題そして今後～

学校法人葛谷学園
中和医療専門学校
楠本高紀

I. 作成の経緯

II. 内容・課題

III. 今後

柔道整復師
臨床(地)実習ガイドライン

2018年(平成30年)3月〇〇日 第1版第1刷
編集・発行 公益社団法人全国柔道整復学校協会
〒105-0013
東京都港区浜松町1丁目6-2 丸神ビル1層
TEL: 03-5405-1690 FAX: 03-5405-3790
URL: <http://www.judo-seifuku.or.jp>
メールアドレス: info@judo-seifuku.or.jp

※本書の無断転写は著作権法上での例外を除き、禁じられています。
転写される場合は、その都度、事前に許諾を得てください。

柔道整復師臨床(地)実習ガイドライン

公益社団法人 全国柔道整復学校協会

柔道整復師

臨床(地)実習ガイドライン



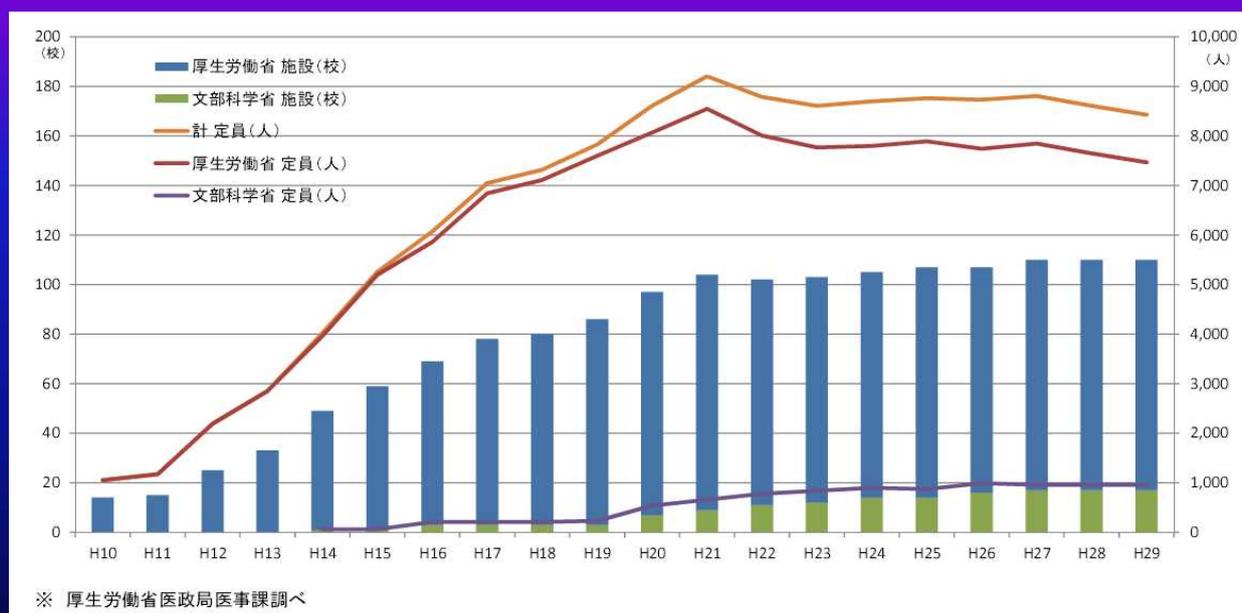
公益社団法人全国柔道整復学校協会
臨床実習ガイドライン検討委員会

学校養成施設カリキュラム等の改正

- 指定規則は平成12年以降大きな改正は行っていない。
- その後、学校養成施設は大幅に増加。
平成28年度109施設(定員約8千6百人)
平成10年度14施設(定員数約千百人)
※約8倍の増加
- 平成27年11月、反社会的勢力や接骨院などの関係者が詐欺容疑で逮捕。
- 柔道整復師を取り巻く環境が変化していることから、臨床実習等を通じた、柔道整復師の質の向上が求められている。

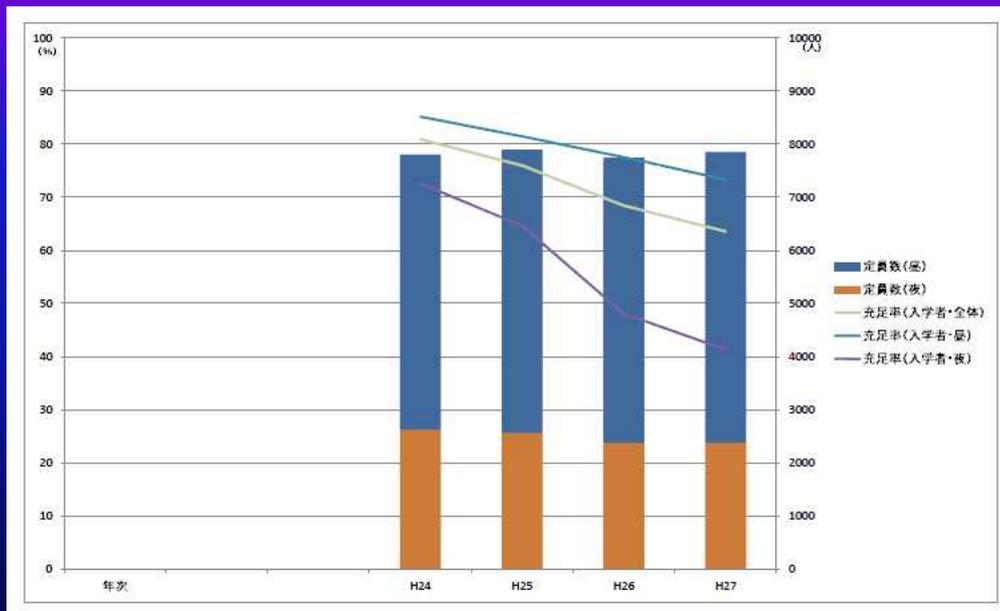
柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会
報告書 平成28年10月31日 はじめに(抜粋)

柔道整復師学校養成施設 定員 年度別推移



第12回社会保障審議会医療保険部会 柔道整復療養費検討専門委員会
平成29年11月20日 参考資料より

定員に対する充足率(厚生労働省所轄)



柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会
平成27年12月11日 参考資料5より

柔道整復師養成施設指定規則分野別時間数分布(昼間部) (平成27年度・厚生労働省所管分)

(合計時間数)

時間数	1530時間～ 1950時間	1951時間～ 2370時間	2371時間～ 2790時間	2791時間～
学校数 (%)	10校 (11.0%)	29校 (31.9%)	51校 (56.0%)	1校 (1.1%)
平均時間数 (全体平均:2283.5時間)	1715.4時間	2124.3時間	2472.8時間	2925.0時間

(参考)合計時間数の上位5校・下位5校の平均時間数

上位5校…2765.6時間

下位5校…1596時間

※看護師等学校養成所報告管理システム「施設報告 管轄内全養成所の全登録データ」より

柔道整復師養成施設指定規則 分野別時間数分布(夜間部) (平成27年度・厚生労働省所管分)

(合計時間数)

時間数	1530時間～ 1950時間	1951時間～ 2370時間	2371時間～ 2790時間	2791時間～
学校数 (%)	10校 (18.5%)	15校 (27.8%)	28校 (51.9%)	1校 (1.9%)
平均時間数 (全体平均:2241.0時間)	1717.5時間	2158.1時間	2445.8時間	2985.0時間

(参考)合計時間数の上位5校・下位5校の平均時間数

上位5校…2625.4時間

下位5校…1628時間

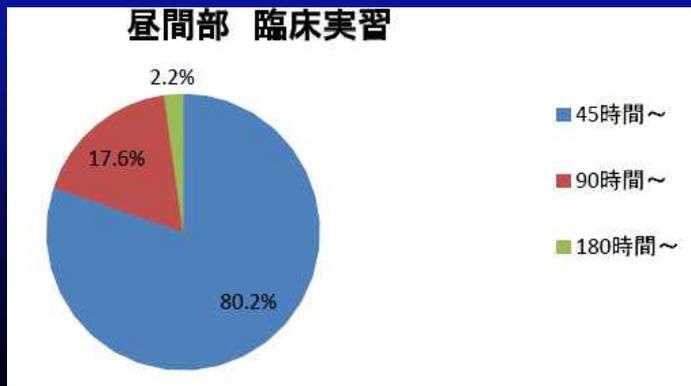
※看護師等学校養成所報告管理システム「施設報告 管轄内全養成所の全登録データ」より

柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会
平成27年12月11日 参考資料5より

柔道整復師養成施設 臨床実習時間数分布 (平成27年度厚生労働省所管分)

時間数		45時間～	90時間～	180時間～
昼間	校数 (%)	73校 (80.2%)	16校 (17.6%)	2校 (2.2%)
	平均時間数 (全体平均:58.9時間)	45.7時間	98.4時間	225.0時間
夜間	校数 (%)	46校 (82.1%)	8校 (14.3%)	2校 (3.6%)
	平均時間数 (全体平均:59.2時間)	45.9時間	95.6時間	225.0時間

※看護師等学校養成所報告管理システム「施設報告・管轄内全養成所の全登録データ」より



(参考資料)

他職種の臨床実習・実習施設の状況

履修単位 (3年課程)		臨床実習等の単位数		実習施設
97単位	看護師	23単位	臨地実習	基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践の実習を行う病院。 在宅看護論の実習については、病院、診療所、訪問看護ステーションの他、地域包括支援センター等の実習施設を確保すること。【指導ガイドライン】
93単位	診療放射線技師	10単位	臨床実習	病院、診療所又は介護老人保健施設 【養成所指定規則】
	臨床検査技師	7単位	臨地実習	臨地実習を行うのに適当な施設 【養成所指定規則】
	理学療法士	18単位	臨床実習	病院、診療所その他の施設 【養成施設指定規則】
	作業療法士	18単位	臨床実習	病院、診療所その他の施設 【養成施設指定規則】
	視能訓練士	14単位	臨地実習	臨地実習を行うのに適当な施設 【養成所指定規則】
	臨床工学技士	4単位	臨床実習	臨床実習を行うのに適当な病院 【養成所指定規則】
	義肢装具士	4単位	臨床実習	病院、診療所及び製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所 【養成所指定規則】
	言語聴覚士	12単位	臨床実習	病院、診療所その他の施設 【養成所指定規則】
	あん摩マッサージ指圧師はり師きゆう師	1単位以上	臨床実習	養成施設附属臨床実習施設 【指導ガイドライン】
86単位	はり師きゆう師	1単位以上	臨床実習	養成施設附属臨床実習施設 【指導ガイドライン】
77単位	あん摩マッサージ指圧師	1単位以上	臨床実習	養成施設附属臨床実習施設 【指導ガイドライン】

柔道整復師養成施設カリキュラム等改善検討会 平成28年2月22日 参考資料3より

柔道整復の施術に係る受領委任の取扱い中止等事例一覧(平成27年度 上半期分)

	中止等年月日	都道府県	中止等区分	中止等理由	備考(公表資料の具体的な内容等)
1	平成27年6月5日	大阪府	中止相当	不正請求	—
2	平成27年6月22日	秋田県	中止相当	不正請求	—
3	平成27年7月1日	高知県	中止相当	不正請求	—
4	平成27年7月1日	高知県	中止相当	不正請求	—
5	平成27年7月17日	東京都	中止	不正請求	・複数回にわたり正当な理由なく監査を欠席(監査拒否)
6	平成27年7月31日	大阪府	中止相当	不正請求	—
7	平成27年8月1日	北海道	中止	不正請求	・施術日数を付け増して療養費を請求 ・施術部位を付け替えて療養費を請求 ・算定基準を満たしていない療養費を請求
8	平成27年8月28日	兵庫県	中止	不正請求	—
9	平成27年9月4日	滋賀県	中止相当	不正請求	—
10	平成27年9月5日	群馬県	中止	不正請求	・施術の事実がないものを療養費請求
11	平成27年9月16日	大阪府	中止相当	不正請求	—
12	平成27年9月18日	大阪府	中止	不正請求	—
13	平成27年9月28日	岡山県	中止相当	不正請求	—

※ 事例の内容等については地方厚生(支)局の公表資料より抜粋

※ 「中止等区分」欄にある「中止相当」とは、監査の対象となった柔道整復師が受領委任の取扱いを辞退した後に行政措置が決定したものの

第10回社会保障審議会医療保険部会 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会
平成29年1月18日 柔道整復師に対する指導・監査等の実施状況 資料あー1より

柔道整復学校養成施設指定規則等改正(概要)

- 1. 総単位数の引き上げ、最低履修時間数の設定**
 - ・85単位→**99単位以上**
 - 〔カリキュラムの主な見直し内容〕
 - 臨床実習を**1単位から4単位へ拡充**
 - ・**新たに最低履修時間数(2,750時間以上)を設定**
- 2. 臨床実習の在り方**
 - ・**養成施設附属臨床実習施設以外に拡大**
 - ・臨床実習施設の要件
- 3. 専任教員の見直し**
 - ・専任教員数5名→6名
 - ・専任教員の要件の見直し、定義の明確化等
 - ・専任教員の専門基礎分野の教授範囲の見直し
- 4. その他**
 - ・通信教育等の活用
 - ・養成施設において備える必要がある備品等の見直し
 - ・適応時期、経過措置

I. 作成の経緯

II. 内容・課題

III. 今後

柔道整復師
臨床(地)実習ガイドライン

2018年(平成30年)3月〇日 第1版第1刷
編集・発行 公益社団法人全国柔道整復学校協会
〒105-0013
東京都港区浜松町1丁目6-2 丸神ビル1階
TEL: 03-5405-1690 FAX: 03-5405-3790
URL: <http://www.judo-seifuku.or.jp>
メールアドレス: info@judo-seifuku.or.jp

※本書の複製転写は著作権法上での例外を除き、禁じられています。
転写される場合は、その複製、転写に同意を得てください。

柔道整復師臨床(地)実習ガイドライン

公益社団法人 全国柔道整復学校協会

柔道整復師

臨床(地)実習ガイドライン



公益社団法人全国柔道整復学校協会
臨床実習ガイドライン検討委員会

【望ましい方向性】

・カリキュラム改正



・モデル・コア・カリキュラム作成



・臨床実習ガイドライン作成

・国家試験出題基準の改正

及びモデル・コア・カリキュラムとの整合性

【先行して】

・カリキュラム改正



・臨床実習ガイドライン作成

※養成施設附属の臨床実習施設以外の
場所での実習を行う際の一つの指針

作成にあたって(前提)

- ・ 趣旨: 内容の方向性を示したもの(指針)
- ・ 活用対象: 学校養成施設附属の臨床施設以外の施術所とする。
※医療機関、スポーツ施設、介護施設は参考
- ・ 時間数と単位数: 1単位45時間
- ・ 実習期間
 - ・ 想定1: 実習生1名につき1施設で1日8時間
 - ・ 想定2: 実習生1名につき1施設で1日5時間

作成にあたって(理由)

- ・ 養成施設内施術所における臨床実習の期間・内容に養成施設の間で格差がある。
- ・ 養成施設内施術所における臨床実習が形骸化している。
- ・ 卒後臨床研修制度(H17年度～H29年度)のシステムにシームレスに(継ぎ目なく)繋がっていない。

VI 評価 ←ガイドラインP25上

従前の指定規則等において各養成施設の附属施術所は**独自の評価**を行っている。また柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設以外の看護師、理学療法士などの**パラメディカルの臨地実習の評価**は、医療機関での規定が**明確**になっているため改正案による柔道整復師の臨地実習の評価とは趣を異にする。

そのため本ガイドラインでは以下の評価の手順と基本的考え方を**提案**するとともに、中間評価及び自己評価などの外部から評価に応える方策を**推奨**する。

『臨床(地)実習ガイドライン』のポイント

目標：『柔道整復師が身につけておくべき実践的能力を、卒業後をも視野に入れつつ、臨床実習前から卒業時にかけて、施設（施術所、医療機関等）で修得しておくべきあり方を提示する。』

評価1：「記載はなるべくcheck方式」とした。

評価2：「中間評価と最終評価」を行うことを推奨する。

課題：今後は各方面の意見を伺いながら、次期改訂に備える。

- ・学生の施術の介助のあり方
- ・学外施術所以外への対応のあり方
- ・学内附属施術所のあり方
- ・次期カリキュラム改正に向けて柔道整復師のプロフェッショナルリズムのあり方

一般目標	行動目標	実習前	卒業時	卒業後	一般目標	行動目標	実習前	卒業時	卒業後
医の倫理	医療の倫理に関する規範、ヒポクラテスの誓い、ジュネーブ宣言、ヘルシンキ宣言等を概説できる	○			柔道整復術	骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期処置法などを修得している	○		
	社会的な責任・使命を自覚し、柔道整復師の倫理綱領に則った行動ができる		○			骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期処置法などを的確に実施できる		○	
態度	人間の尊厳及び人権及び人権の意味を理解し、擁護に向けた行動をとることができる			○	被覆包帯及び固定包帯術	巻輪包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる	○		
	施術者に相応しい身だしなみ（服装・容姿）ができる	○				巻輪包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる		○	
	施術者に相応しい挨拶と言葉遣いができる	○				巻輪包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを適切に実施できる			○
	時間や約束事を守ることができる（規律性）	○				患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を説明できる	○		
	臨床実習指導者の指示に適切に応えることができる	○				患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を修得している		○	
付帯業務	実習先のスタッフと良好なコミュニケーションを築くことができる（協調性）	○			テーピング技術	患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を適切に実施できる			○
	実習に際して目的意識を持って臨むことができる（積極性）	○				後療法の種類と特徴及び適応と禁忌を説明できる	○		
	患者に不快感を与えない態度がとれる	○				運動療法の種類と方法及び適応と禁忌を説明できる		○	
	常に患者側の立場に立って会話し、行動できる	○				正しく各運動療法を行うことができる			○
	守秘義務・個人情報に注意を払っている	○				損傷・状態別に適切な運動療法が選択できる			○
診察	手術室や待合室などの清潔保持の意味が説明できる	○			物理療法	物理療法機器の効果と適応と禁忌が説明できる	○		
	手術室や待合室などの清潔保持ができる（責任性）	○				正しく物理療法機器を患者に装着できる			○
	手術道具及び施術機器の衛生管理に努めることができる	○				損傷・状態別に適切な物理療法機器が選択できる			○
	手術材、消耗品等の在庫を確認・管理できる	○				患者誘導ができる	○		
	受付で、予診表の記入方法を説明できる	○				臨床実習指導者のもと患部を愛護的に扱うことができる		○	
鑑別技術	医療面接（問診）と身体診察（触診など）の手順が説明できる	○			介助	施術の介助が無駄なく迅速にできる	○		
	医療面接（問診）ができる	○				施術の介助を指示できる		○	
	身体診察（触診など）ができる	○				療養上の注意事項を患者に説明できる	○		
	ROM、MMTなどの計測、評価を説明できる	○				施術録の項目を説明できる		○	
	ROM、MMTなどの計測、評価できる	○				医療面接及び所見を記載できる			○
多職種連携	各種徒手検査、各反射検査などで評価できる	○			施術録の作成	臨床実習指導者が行う診察に参加し、臨床実習指導者が記載する施術録と同水準の記載できる	○		
	損傷の原因や状態を把握できる	○				患者の医療面接及び所見を施術録に記載できる			○
	超音波診断装置の理解と読影ができる	○				患者の施術内容等施術録に記載できる			○
	業務範囲、適応の判断ができる	○				施術後の状況から効果判定等を確認できる			○
	レントゲン像などの読影ができる	○				効果判定等から治療及び施術終了を判定できる			○
救急処置	患者の所見などから医科受診の判断ができる	○			効果判定	傷害の再発予防法を指導できる	○		
	医科受診の内容を患者に説明できる	○				社会復帰時期のしくみの説明ができる			○
	医科受診のための紹介、返書等の対応ができる	○				療養の計画・療養費（償還）の申請書の説明できる	○		
	救急患者の対応ができる	○				柔道整復師法・健康保険法等に関する規定を説明できる			○
	各種リスクマネジメントを説明できる	○				症例検討の記載項目を説明できる	○		
リスクマネジメント	医療事故の事後の対応ができる	○			生涯学習	施術の計画・計画に適切に内容を記載できる	○		
	適切なインフォームドコンセントに配慮できる	○				施術法・治療機器等に関する最新情報を入手して生涯学習に努めている			○
	医療過誤による賠償責任保険・傷害保険に配慮できる	○				施術法・治療機器等に関する最新情報を入手して生涯学習に努めている			○
	各種ハラスメントに配慮できる	○				スポーツ現場における柔道整復師の役割を發揮する能力を身につけている			○
	クレーム・不当行為に対して配慮できる	○				災害時に必要な実践的な能力を身につけている			○
施術立案	観察結果から施術方針が立案できる	○			多様性	スポーツ現場における柔道整復師の役割を發揮する能力を身につけている			○
	施術方針に基づいて施術計画を立案できる	○				災害時に必要な実践的な能力を身につけている			○
説明と同意	施術の説明・計画・方法等を患者に説明できる	○			柔道整復術	骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期処置法などが説明できる	○		
	施術の方針・計画等について患者の同意が得られる	○							

表3 柔道整復師が身に付けておくべき段階的実践的能力 (知識・技能・態度)

- ・「実習前」: 臨床実習に臨む時点で身に付けておくべき能力
- ・「卒業時」: 卒業時点で身に付けておくべき能力
- ・「卒業後」: 卒業後2年以内の時点で身に付けておくべき能力

表3の提示目的は、今後の認定実技審査、指定規則等で改正されたカリキュラム、施術管理者の要件、卒業臨床研修等のあり方がドラステック(抜本的)に変容してきていることを俯瞰すると、**柔道整復教育も養成施設内教育にとどまるのではなく、卒業時及び卒業を視野に入れ、さらに生涯教育及び指導的立場の柔道整復師の育成に繋がる連続的な教育が必要**であると考え、その嚆矢として活用してもらいたいため。

⇒今後の課題: 「実習前」と「卒業時」の項目整理

表3. 柔道整復師が身につけておくべき 段階的実践的能力 (知識・技能・態度)

※ガイドラインP20～P23参照

ガイドラインの「**中間評価**」と「**最終評価**」は「柔道整復師が身につけておくべき段階的実践的能力(知識・技能・態度)」の「**実習前**」の項目をもとに作成した。

一般目標	行動目標	実習前	卒業時	卒業後
医の倫理	医療の倫理に関する規範、ヒポクラテスの誓い、ジュネーブ宣言、ヘルシンキ宣言等を概説できる	○	○	○
	社会的な責任・使命を自覚し、柔道整復師の倫理綱領に則った行動ができる	○	○	○
	人間の尊厳及び人権及び人権の意味を理解し、擁護に向けた行動をとることができる	○	○	○
態度	施術者に相応しい身だしなみ(服装・容姿)ができる	○	○	○

19

様式7

臨床実習指導計画書 (事前調整用)

〇〇〇〇専門学校
学校長 〇〇 〇〇様

平成〇〇年度〇〇〇〇専門学校の臨床実習施設

Check方式

実習生氏名						
実習期間	年 月 日		年 月 日			
時間数 ※	1日:	時間				
	合計:	時間				
※休憩時間及びその他の学びとならない時間						
一般目標	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
態度	<input type="checkbox"/>					
付帯業務	<input type="checkbox"/>					
診察	<input type="checkbox"/>					
物理療法	<input type="checkbox"/>					
施術の介助	<input type="checkbox"/>					
固定	<input type="checkbox"/>					
その他 ()	<input type="checkbox"/>					
その他 ()	<input type="checkbox"/>					
特記事項						

項目は本ガイドラインが推奨する項目です。この項目で実施の場合は□に☑にチェックを入れてください。また、本6項目以外で指導を計画される場合は「その他()」に項目を記載してください。
なお一般目標の項目で想定できる項目は右頁を、「その他」はV-3。「柔道整復師が身につけておくべき段階的実践能力」を参照ください。

平成 年 月 日
臨床実習施設名 _____ 印
臨床実習指導者氏名 _____ 印

臨床実習計画書の一般目標と想定できる行動目標

一般目標	行動目標
態度	施術者に相応しい身だしなみ(服装・容姿)ができる。
	施術者に相応しい挨拶と言葉遣いができる。
	時間や約束事を守ることができる。
	臨床実習指導者の指示に適切に応えることができる。
	実習先のスタッフと良好なコミュニケーションを築くことができる。
	実習に際して目的意識を持って臨むことができる(積極性)。
付帯業務	患者に不快感を与えない態度がとれる。
	守秘義務・個人情報に注意を払っている。
	施術室や待合室などの清潔保持ができる。
	施術道具及び施術機器の衛生管理に努めることができる。
	受付で、予診表の記入方法を説明できる。
	医療面接(問診)と身体診察(触診など)の手順が説明できる。
診察	医療面接(問診)ができる。
	身体診察(触診など)ができる。
	ROM、MMTなどの計測、評価を説明できる。
	ROM、MMTなどの計測、評価ができる。
	各種徒手検査、各反射検査などの評価ができる。
	各種徒手検査、各反射検査などで評価を修得している。
物理療法	物理療法機器の効果と適応と禁忌が説明できる。
	正しく物理療法機器を患者に装着できる。
施術の介助	患者誘導ができる。
	臨床実習指導者のもとで施術ができる。
固定	施術録の項目を説明できる。
	臨床実習指導者が行う診察に参加し、臨床実習指導者が記載する施術録と同水準の記載ができる。
その他	巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。
	巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。
その他	患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を説明できる。
	患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を修得している。
その他	V-3。「柔道整復師が身につけておくべき段階的実践能力」を参照ください。

具体的な
行動目標
例

※本表は臨床実習計画書の一般目標と想定できる行動目標を例示したもので、例示した行動目標の全てを実施するものではありません。

Step 5 : 指導・監視の下で施術の介助ができる



Step 4 : 実習指導者に模擬的に行為が実施できる



Step 3 : 課題に対して説明ができる



Step 2 : 付帯業務などの課題が解決できる



Step 1 : 態度・知識が良好である

ガイドラインP6 図2. 施術の介助に至る経過

I. 作成の経緯

II. 内容・課題

III. 今後

柔道整復師
臨床(地)実習ガイドライン

2018年(平成30年)3月〇〇日 第1版第1刷
編集・発行 公益社団法人全国柔道整復学校協会
〒105-0013
東京都港区浜松町1丁目6-2 丸神ビル1層
TEL: 03-5405-1690 FAX: 03-5405-3790
URL: <http://www.judo-seifuku.or.jp>
メールアドレス: info@judo-seifuku.or.jp

※本書の複製・転写は著作権法上での例外を除き、禁じられています。
転写される場合は、その都度、事前に許諾を得てください。

柔道整復師 臨床(地)実習 ガイドライン

公益社団法人 全国柔道整復学校協会

柔道整復師

臨床(地)実習ガイドライン



公益社団法人全国柔道整復学校協会
臨床実習ガイドライン検討委員会

♠作成時の課題☞ 今後は各方面の意見を伺いながら
次期改正に備える。

1. 学生の施術の介助のあり方
→Step方式とした。
2. 学外施術所以外への対応のあり方
→介護施設、病院、スポーツ施設でのあり方
3. 学内附属施術所施設のあり方
→形骸化している臨床実習 = 外傷患者が少ない。
4. 次期改正にむけて柔道整復師の
プロフェッショナリズムのあり方

♠作成時の課題1

- ・学生の施術の介助のあり方をStep方式とした。
= 学生の水準に合わせた患者を診るというもの。
- ・評価1・2について
= 記載はなるべくCheck方式とした。
= 「中間評価」と「最終評価」を行うことを推奨した。
↓
- ・柔道整復師が求められる実践的な臨床実習のあり方とは？
 - ・見学実習？
 - ・評価実習？
 - ・診療参加型実習？

※作成時、意見がでるであろう想定質問内容。

「全体として評価項目や内容が多すぎる。

1単位45時間での実習量を想定して作成してほしい。

もっとスリムにしてほしい。」

実例【校外臨床実習の手引き(臨床実習指導者用)】

中和医療専門学校柔道整復科より

IV. 臨床実習の準備から評価提出までの流れ

1. 臨床実習施設および臨床実習指導者の確認

↓

2. 臨床実習施設の届出に必要な書類の提出

① 臨床実習施設承諾書 (様式1)

② 臨床実習施設の概況書 (施設所用) (様式2)

③ 臨床実習指導者の履歴書 (様式3)

④ 柔道整復師免許証

⑤ 柔道整復師臨床実習指導者講習会修了証または柔道整復師専科教員講習会修了証

↓

3. 学校 (実習調整者) との事前打ち合わせ及び契約に必要な書類の提出

① 柔道整復科学生の臨床実習に関する契約書 (様式4)

② 実習教育費の振込先記入用紙 (様式5)

③ 臨床実習指導計画書 (様式6)

④ 臨床実習日程表 (様式7)

↓

【臨床実習開始】

4. 臨床実習時の留意事項

① 臨床実習出席表 (様式8) の記入

② デイリーノート (様式10) の確認およびコメント欄の記入

③ 無断欠席、事故発生時には学校携帯電話へ連絡
TEL. 070-1621-0186

↓

【臨床実習終了】

5. 臨床実習出席表 (様式8)、中間評価 (様式11)、最終評価 (様式12) の提出

※中間評価は2年次学年末休業での実習終了後に提出 (4月中旬)

※最終評価は3年次夏季休業での実習終了後に提出 (9月中旬)

↓

6. 実習費の振込

※最終評価 (様式12) の到着後30日以内に指定口座へ振込

2

(様式4)

個別の学習目標設定

このシートは臨床実習の最初に、実習調整者とオリエンテーションで使用するものです。最初に実習調整者から学習目標について説明がありますので、それを参考にしながら「自分自身の学習目標」を記入し実習調整者にコピーを提出してください。

氏名

実習期間 2023年 3月 20日 ~ 2023年 8月 25日

記入日 2023年 1月 17日

I. 臨床実習での目標

1. 自身の関心～好奇心からの一歩の踏み出し
イジ、構築。

2. 出来事から、積極的に取り組む。

3. 失敗多く、ハイハイの状態を臨床中。

II. 目標を達成するための具体的なプラン

具体的プラン (具体的な目標など)

・先年方の実際の現場を見学等が
将来的に臨床や院内での臨床を
自身の1人1人で行う。
・先、自身の出来る範囲の事は積極的に取り組む。
・失敗多くハイハイで実習を行いたい。

1枚に収まらない場合は複数枚に渡っても構わない。

実例【臨床実習出席表】

年 月 日

臨床実習出席表

実習生氏名

臨床実習施設名

臨床実習指導者氏名

臨床実習期間 2023年 3月 20日 ~ 2023年 8月 25日

1日の実習時間 6 時間

臨床実習総時間数 48 時間

	1日目	2日目	3日目	4日目
月/日	3/20 (午前)	3/22 (午前)	3/23 (午前)	3/24 (午前)
出席	○	○	○	○
	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	8/22 (午前)	8/23 (午前)	8/24 (午前)	8/25 (午前)
出席	○	○	○	○

(出席項目の表記の仕方)

出席の場合: ○

欠席の場合: /

遅刻の場合: × (何分又は何時間遅刻してきたか表記してください) 例: ×30分

早退の場合: × (何分又は何時間早退したか表記してください) 例: ×2時間

(備考) _____

実例【臨床実習指導計画書】

臨床実習指導計画書

中和医療専門学校
学校長 橋本 高紀 様

中和医療専門学校の臨床実習施設とし、下記要領にて実施する。

実習生氏名	
実習期間	2023年 3月 20日 ~ 2023年 8月 25日
時間数 ※	1回: 6時間 合計: 48時間

※休憩時間及び主体的な学びとならない時間は除く

一般目標	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
態度	<input checked="" type="checkbox"/>							
付帯業務	<input checked="" type="checkbox"/>							
診察	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
物理療法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
施術の介助	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
固定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>							
その他 ()	<input type="checkbox"/>							
特記事項								

この項目で実施の場合はにチェックを入れてください。また、記載されている6項目以外で指導を計画される場合は「その他 ()」に項目を記載してください。

5年 9月 17日

臨床実習施設名

臨床実習指導者氏名

事例【中間評価】

中間評価（臨床実習指導者用）

中和医療専門学校
校長 橋本 高紀様

実習生氏名 XXXXXXXXXX

中間評価実施日 5年 3月 24日 (金) 総実習時間 24 時間

一般目標	行動目標	行動目標 評価	一般目標 評価
態度	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい身だしなみ（服装・容姿）ができる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい挨拶と言葉遣いができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 時間や約束事を守ることができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者の指示に適切に応えることができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 実習先のスタッフと良好なコミュニケーションを築くことができる。	② B・C・D・UC	
付帯業務	<input type="checkbox"/> 実習に際して目的意識を持って臨むことができる（積極性）。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 患者に不快感を与えない態度がとれる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 守秘義務・個人情報に注意を払っている。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術室や待合室などの清潔保持ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術道具及び施術機器の衛生管理に努めることができる。	② B・C・D・UC	
診察	<input type="checkbox"/> 受付で、予診表の記入方法を説明できる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）と身体診察（触診など）の手順が説明できる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 身体診察（触診など）ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価を説明できる。	② B・C・D・UC	
物理療法	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価ができる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などの評価を説明できる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などで評価ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 物理療法機器の効果と禁忌が説明できる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 正しく物理療法機器を患者に装着できる。	② B・C・D・UC	
施術の介助	<input type="checkbox"/> 患者誘導ができる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者のもと患者を愛護的に扱うことができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術録の項目を説明できる。	② B・C・D・UC	

	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者が行う診察に参加し、臨床実習指導者が記載する施術録と同水準の記載ができる。	A・B・C・D ② UC	
固定	巻軸包帯 <input type="checkbox"/> 巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。	A・B・C・D ② UC	A・B・C・D ② UC
	テーピング <input type="checkbox"/> 巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。	A・B・C・D ② UC	
その他	<input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を説明できる。	A・B・C・D ② UC	A・B・C・D ② UC
	<input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を修得している。	A・B・C・D ② UC	
特記事項	実習生への今後の課題及び留意事項などについてお気づきの点がございましたら記入をお願いします。		

【評価基準】
A：ほとんど助言・指導を必要としない（優） B：ある程度の助言・指導を必要とする（良）
C：かなりの助言・指導を必要とする（可） D：かなりの助言・指導をしてもできない（不可）
UC：未観察のためコメントできない（Unable to comment）

5年 3月 24日

臨床実習施設名 XXXXXXXXXX

臨床実習指導者氏名 XXXXXXXXXX

事例【最終評価】

最終評価（臨床実習指導者用）

中和医療専門学校
校長 橋本 高紀様

実習生氏名 XXXXXXXXXX

最終評価実施日 5年 8月 25日 (金) 総実習時間 24 時間

一般目標	行動目標	行動目標 評価	一般目標 評価
態度	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい身だしなみ（服装・容姿）ができる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 施術者に相応しい挨拶と言葉遣いができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 時間や約束事を守ることができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者の指示に適切に応えることができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 実習先のスタッフと良好なコミュニケーションを築くことができる。	② B・C・D・UC	
付帯業務	<input type="checkbox"/> 実習に際して目的意識を持って臨むことができる（積極性）。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 患者に不快感を与えない態度がとれる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 守秘義務・個人情報に注意を払っている。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術室や待合室などの清潔保持ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術道具及び施術機器の衛生管理に努めることができる。	② B・C・D・UC	
診察	<input type="checkbox"/> 受付で、予診表の記入方法を説明できる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）と身体診察（触診など）の手順が説明できる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 医療面接（問診）ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 身体診察（触診など）ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価を説明できる。	② B・C・D・UC	
物理療法	<input type="checkbox"/> ROM、MMTなどの計測、評価ができる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などの評価を説明できる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 各種徒手検査、各反射検査などで評価ができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 物理療法機器の効果と禁忌が説明できる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 正しく物理療法機器を患者に装着できる。	② B・C・D・UC	
施術の介助	<input type="checkbox"/> 患者誘導ができる。	② B・C・D・UC	② B・C・D・UC
	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者のもと患者を愛護的に扱うことができる。	② B・C・D・UC	
	<input type="checkbox"/> 施術録の項目を説明できる。	② B・C・D・UC	

	<input type="checkbox"/> 臨床実習指導者が行う診察に参加し、臨床実習指導者が記載する施術録と同水準の記載ができる。	A・B・C・D ② UC	
固定	巻軸包帯 <input type="checkbox"/> 巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。	A・B・C・D ② UC	A・B・C・D ② UC
	テーピング <input type="checkbox"/> 巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹の変化に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかを説明できる。	A・B・C・D ② UC	
その他	<input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を説明できる。	A・B・C・D ② UC	A・B・C・D ② UC
	<input type="checkbox"/> 患部の運動制限・疼痛緩和・血行障害の予防などの技術を修得している。	A・B・C・D ② UC	
特記事項	実習生への今後の課題及び留意事項などについてお気づきの点がございましたら記入をお願いします。 更習科と秋学期にコミュニケーション、文章の修正をお願いします。		

【評価基準】
A：ほとんど助言・指導を必要としない（優） B：ある程度の助言・指導を必要とする（良）
C：かなりの助言・指導を必要とする（可） D：かなりの助言・指導をしてもできない（不可）
UC：未観察のためコメントできない（Unable to comment）

5年 8月 25日

臨床実習施設名 XXXXXXXXXX

臨床実習指導者氏名 XXXXXXXXXX

I. 作成の経緯

II. 内容・課題

III. 今後

柔道整復師
臨床(地)実習ガイドライン

2018年(平成30年)3月〇日 第1版第1刷
編集・発行 公益社団法人全国柔道整復学校協会
〒105-0013
東京都港区浜松町1丁目6-2 丸神ビル1階
TEL: 03-5405-1690 FAX: 03-5405-3790
URL: <http://www.judo-seifuku.or.jp>
メールアドレス: info@judo-seifuku.or.jp

※本書の複製転写は著作権法上での例外を除き、禁じられています。
転写される場合は、その複製、転写に同意を得てください。

柔道整復師臨床(地)実習ガイドライン

公益社団法人 全国柔道整復学校協会

柔道整復師

臨床(地)実習ガイドライン



公益社団法人全国柔道整復学校協会
臨床実習ガイドライン検討委員会

今後(学外臨床実習にあたって)

○結論:各校のデータをあつめる。

組織で意見交換を行う(良い点、課題等がみえてくる)

意見例)・学外臨床実習は柔整教育に有効である。

・実習の成否は実習先と学校とのマッチングである。

・実習調整者一人に丸投げせず組織的取組が必要である。

○理由 →「あるべき姿の臨床実習を行うため」

『柔道整復師が身につけておくべき実践的能力を、卒業後をも視野に入れつつ、臨床実習前から卒業時にかけて、施設(施術所、医療機関等)で修得しておくべきあり方』 = Goal設定

☞もう少し具体的には!

=患者さんに「診たてと評価」「説明と理解」「適切な施術」ができること。

今後(学外臨床実習にあたって)

○3年間でできること

→カリキュラム上、あるべき姿を修了するには「内容」と「時間数」から到達目標の達成事項は制約される。

ex.) 学外臨床実習: 見学実習、評価実習

ex.) 学内臨床実習: シミュレーション(受付、医療面接、施術)、OSCE、CBT、エコー及び物理療法器具の取扱い。

○3年間でできることの到達目標を「卒業前」に設定した場合

→ 評価は修了となり卒業となる。

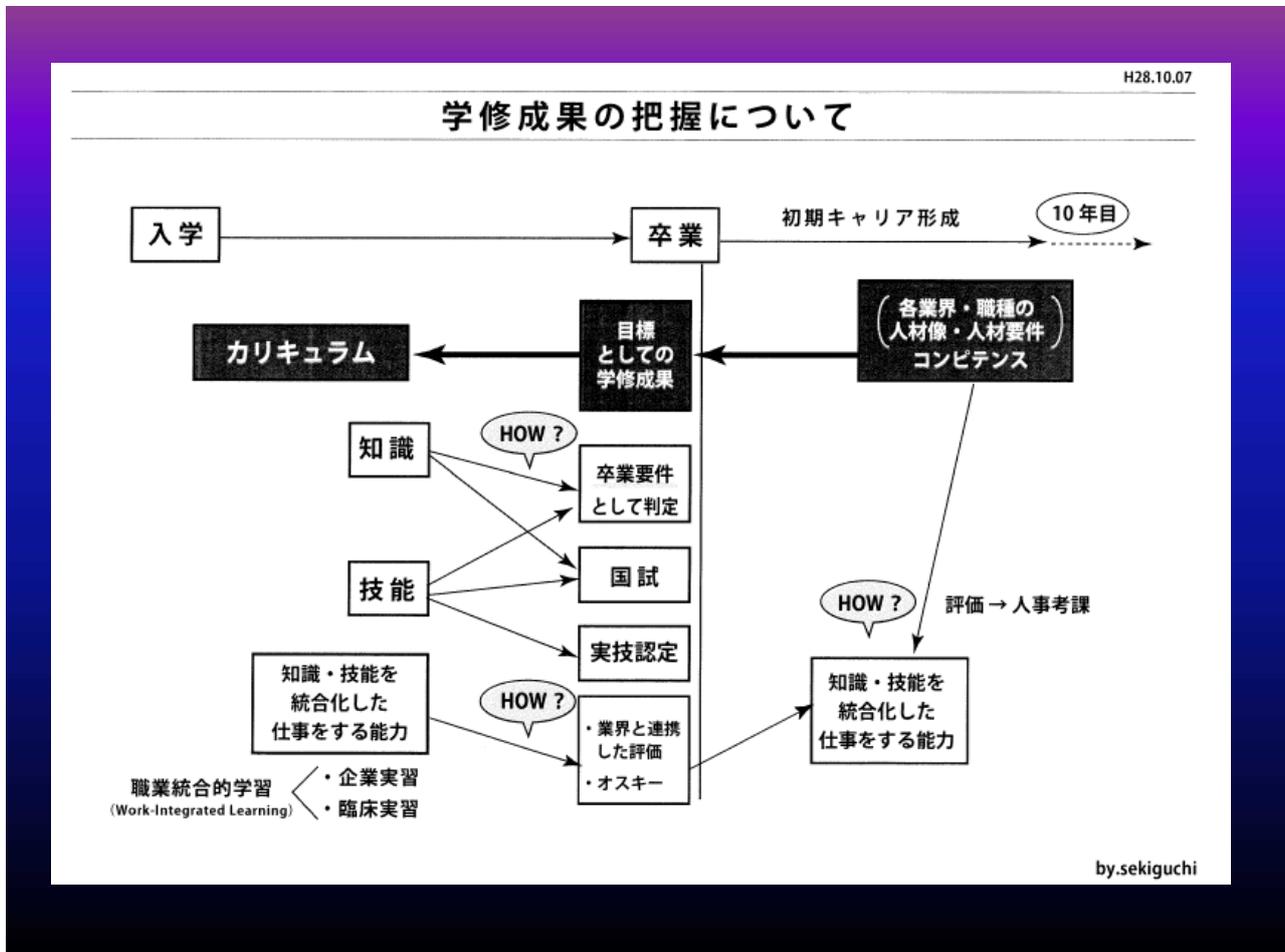
but 患者さんから(社会から)求められるのは

「診たてと評価」「説明と理解」「適切な施術」

☞「求めに応じられる学生を輩出できるのか！」

○卒業後を視野に入れる[シームレスな(継ぎ目のない)教育が求められる]

→ 例) 4年目・5年目: 「診たてと評価」「説明と理解」「適切な治療」



今 後（質の保証と適応のために）

- 次回予定されるカリキュラム改正
 - 第三者評価のあり方
 - 臨床実習の単位数のあり方
- 施術管理者（療養費の取扱い）
 - 実務経験3年（令和6年度～）
- 国家試験
 - 令和4年3月新カリキュラム対応国家試験の実施
 - 国家試験問題漏洩に係る柔道整復師のあり方が問われている
- 卒業後（検討事項）
 - 卒後のシームレスな（継ぎ目のない）教育機関としての
高度専門士に係る柔道整復師教員養成課程の創設
 - 医師の働き方改革にともなうタスクシフトの一業種としての
柔道整復師のあり方

最後に！

「患者安全」のために

「国民から求められる柔道整復師」の
質保証のために

ご静聴ありがとうございました。

自動車整備専門学校における企業連携実習等の特長と課題

●一種養成施設(二級課程)2年間

2年で1800時間。うち実習1200時間

1時間=50分

国土交通省が指定した学校で二年間で学科授業 600 時間、実習時間 1200 時間 (表 2 参照) の課程を卒業すると、二級自動車整備士国家試験の受験資格を取得、実技試験が免除。

1時間=50分

教育科目	標準時間
自動車工学	350
自動車整備	180
機器の構造・取扱	30
自動車検査	20
自動車整備に関する法規	20
小計	600
工作作業	20
測定作業	40
自動車整備作業	1,090
自動車検査作業	50
小計	1,200
合計	1,800



教育科目	標準時間
自動車工学	75
自動車整備	180
機器の構造・取扱	10
自動車検査	5
自動車整備に関する法規	10
自動車概論	*
サービス・マネジメント	*
小計	280+*
工作作業	5
測定作業	10
自動車整備作業	440
自動車検査作業	10
サービス・マネジメント	*
小計	465+*
体験実習 インターンシップ	200
評価実習 総合点検、接客実務等	550
小計	750
合計	*含め 1,800以上

●一種養成施設(一級課程)2年間 (平成15年より)

二級自動車整備士(ガソリン・ディーゼル両種目)を取得後、2年間でインターンシップ(200時間)含む合計1800時間の課程を卒業すれば、一級自動車整備士国家試験の受験資格を取得し実技試験も免除。

●二級課程の企業連携実習

インターンシップの義務付け無し、学内で実習・評価

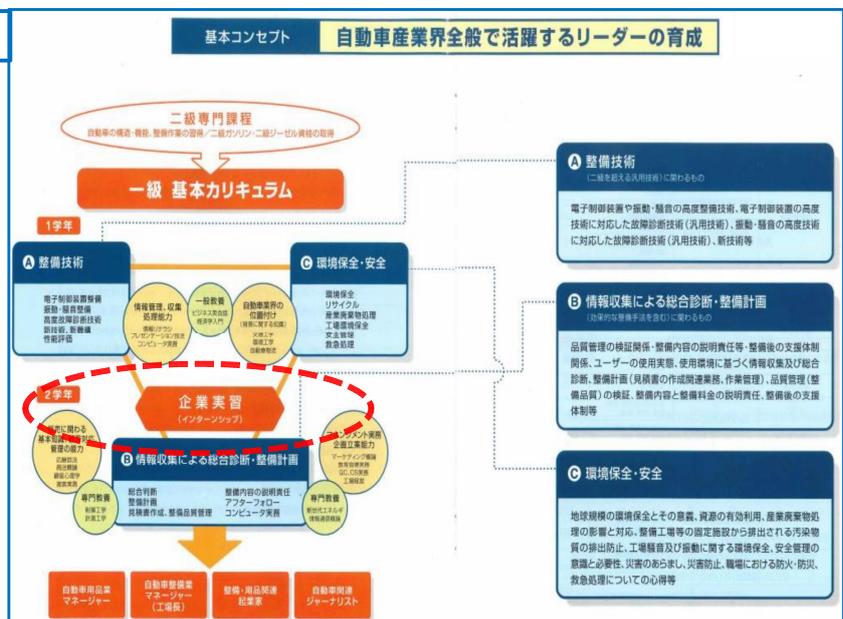
○新技術を中心とした企業協力の実習を +αとして実施



●一級課程の企業連携実習

認証工場におけるインターンシップ200H実施の義務付け

一級スタンダードカリキュラム



一級自動車整備士のJAMCAスタンダード・インターンシップ・カリキュラム

インターンシップ教育の目的

学校で学んだ理論と技術を企業において実践し習熟度を確かめ、将来、働くことになる職場を体験して職業人としての心構えと意識を持たせる。さらに、残された在学期間において自分に必要な学習項目を具体的に自覚、認識させ、より実務にリンクした学習の下地をつくる。

教育項目	教育内容	教育目標	指導概要	標準時間	参考教材
導入教育	企業人として行動できるようにする	学生から社会人への脱却と自覚を持たせる	企業人として責任ある行動をとらせ、意識の改革を行う。就業規則や仕事に対する基本的な姿勢を理解させる	8	
企業組織と命令系統	会社各部署の業務内容、人員配置、整備工場の設備等を知る	企業の基本構成を体系的に深く学ばせる	会社の組織、各部門の業務内容及び業績評価などについて学習する。指示、報告、連絡、相談など、業務遂行に必要なスキルを具体的に習得させる		
	整備工場の組織、業務内容を知る	整備工場の組織と命令系統、業務に必要な知識を理解させる	整備工場における業務の流れ、命令系統、各部門の組織的なつながりを理解させる。職場での規律、ルール、マナー、を理解させ、仕事を効率的に進める方法を学ばせる		
CS活動	CS活動の実際を知る	CS活動を実践する	CS活動の目的と意義を理解させ、日々の活動を通じてお客様の満足度を高めるために必要な項目を習得させる	12	CSマニュアルを使用し対応する
	挨拶	組織内での挨拶、お客様に対する挨拶、礼儀、マナーを身につけさせる	職場のコミュニケーションとしての挨拶、礼儀、マナーを身につけ言葉使いを覚えさせる。マニュアルを通じて接客としてのあいさつ、礼儀、マナーを習得させる	8	マニュアルを使用する
	電話応対	電話における応対、礼儀、マナーを身につけさせる	電話の受け方、かけ方のポイント、電話の取次ぎの注意、携帯電話のマナーなど、電話に関する応対、礼儀、言葉使いを身につけさせる	10	ロールプレイングによる
	顧客応対	来店顧客への対応、礼儀、マナーを身につけさせる	来店客の出迎えから、見送りまでの対応をロールプレイング等で習得させる	20	ロールプレイングによる
整備体験	整備体験	日常の整備作業を体験させる	基本的な整備作業を実践する。作業要領書をもとに定期点検、整備作業ができるよう体験させる	30	作業要領書を使用する
	部品の供給体制	部品の発注システムを理解させる。	日常的な整備作業を通じて、部品の発注と確認など部品発注システムを理解させる。	8	説明を中心に行う
	車両受け入れから納車までの流れ	車両受け入れから納車までの流れを理解させる。	顧客応対、問診、記録簿の作成、整備後説明などサービス業務全般を理解・修得させる。	8	説明を中心に行う
	高効率作業	作業効率化の実際を学ばせる	基本的な作業項目を効率化するための作業分析と環境改善の進め方を理解させる。	12	
	整備料金の算定	レハレート、標準工数等の把握、見積書の作成を学ばせる	サービスに関する見積書の作成を実践し手順を習得させる	8	
	見積書の作成	見積書の作成を学ばせる	サービスに関する見積書の作成を行わせ、その手順を習得させる	8	
	高難度整備作業	高難度整備作業を体験させ、高難度修理法を学ばせる。	エンジン、シャシ、振動、騒音等の高難度整備作業を体験させ故障原因を追究する手順、流れとその修理法を習得させる。	20	高難度故障診断技術資料を活用する
	新技術への対応	新技術に対する整備作業を体験させ新技術整備を学ばせる	ハイブリッド、圧縮天然ガス、簡内噴射、コモンレール、CVT、車両安定制御装置、エアバック等の新技術を体験させ習得させる	20	
企業の環境と安全	整備工場の維持管理手法	整備工場の維持に必要な環境管理と安全管理を学ばせる	整備工場から排出される産業廃棄物の処理や環境保全対策について概要を理解させる。職場の安全管理と作業効率管理の概要を理解させる	8	
	環境	整備工場から排出される産業廃棄物の処理を学ばせる	産業廃棄物の処理方法、マニフェスト制度、LLCやフロンガスの回収方法を学ばせる	10	
	安全	整備工場における安全管理を学ばせる	安全管理の重要性と安全管理による作業効率向上の関係を理解させ、職場の安全意識と実際の工夫・改善方法を理解させる	10	
				200	

企業等と連携した実習等のIT分野(学校)における特長と課題

1. ガイドライン・マニュアルの策定

- (1) 「学内実習」に際しては各企業と【業務委託契約】を締結
委嘱内容(評価アンケート実施、成績評価方法など)を明文化
- (2) 「学外実習」特には企業インターンシップにおいては【覚書】を取り交わし
- (3) 業界団体とは「入会・加盟」に伴う定款に則る

2. 実習の形態、実施方法、課題

- (1) 「学内実習」：定型（毎週）の学内ハンズオン方式 ……リモート授業の是非
- (2) 「学外実習」：集中型・不定期型の訪問式 ……マネジメント作業の負担（専門部署）

3. 企業、業界団体等との連携、課題

- (1) 技術変化の激しいIT分野ならではの利点（企業連携の有義性は大きい）
- (2) 継続性（次年度の保証）や費用面（講義料・加盟費）に課題が残る

4. 学外実習に係る経費

- (1) 企業インターンシップは原則無償だが

5. その他

- (1) 「学外実習」における障がいを持つ生徒の受入れや実施時に課題が残る

企業等と連携した実習等の看護分野（学校）における特長と課題

1 ガイドラインの策定

厚生労働省が「看護師等養成所の運営に関するガイドライン」があり、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、このガイドラインに定められている。

2 実習の形態、実施方法、課題

・形態、方法：3年課程においては102単位以上の講義・実習などを行うようにすること。臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、臨地実習を充実させるために、実践活動の場以外で行う学習の時間を臨地実習に含めて差し支えない。

・課題：実習先の指導者のレベル差、病院によって意識の均質性の確保→都道府県主催で実習指導者養成講習会を実施、小児・母性・成人など対象の減少による受け持ち困難。

3 企業、業界団体等との連携、課題

・事前打合せ→実習中の指導体制の確認→成績評価の連携→学校による検証、学生からの意見聴取を実施→実習終了後のふりかえり

・課題：実習先確保との関連で実習先に付度する傾向あり。実習施設毎に指導法が異なり統一が困難。実習中の学生に対するフォロー体制充実

4 実習に係る経費

・実習先には実習費を支払う。指導者手当のある施設や、実習受け入れの補助がでている都道府県もあり。

5 その他

・実習受け入れに当たっては、受け入れ順がある。看護系大学→3年課程→2年課程→准看護課程

実習指導要綱・要領の目次など一例

<p>看護師等養成所の運営に関するガイドライン（令和5年6月1日）厚生労働省 以下抜粋</p> <p>第6 教育に関する事項</p> <p>1. 教育の内容等</p> <p>(2) 各科目について、実習要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成すること</p> <p>2. 履修時間数など</p> <p>(3) 看護師等養成所</p> <p>教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程（定時制）にあつては、102単位以上の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあつては、68単位以上の講義、実習等を行うようにすること。</p> <p>4. 教育実施上の留意事項</p> <p>(5) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、臨地実習を充実させるために、実践活動の場以外で行う学習の時間を臨地実習に含めて差し支えないこと。実践活動の場以外で行う学習については、学習の目的、内容及び当該教育内容の実習単位数に占める割合を実習指導要綱等で明確にすること。</p> <p>第8 実習施設に関する事項</p> <p>1 実習指導者</p> <p>実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。</p> <p>2 実習施設</p> <p>(1) 教育内容に応じて病院のほか多様な実践活動の場を実習施設として設定すること。ただし、当該実習施設に関連する法令等で定められている基準を満たしていること。</p> <p>(2) 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあること。学生の利便性等の観点から、養成所が所在する都道府県外の実習施設を確保する場合には、既に実習を行っている看護師等養成所の実習体制への影響に十分配慮すること。</p> <p>(3) 実習施設が同時に受け入れることのできる学生数は、実習の質担保の観点から、実習施設の規模や実習内容を勘案し、当該養成所との間において十分な調整を図り、専任教員、実習指導教員又は実習指導者による適切な実習指導体制を確保した上で、適切な数を定めること。多数の学校又は養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整が必要であること。</p> <p>(4) 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。</p> <p>(5) 実習施設には、学生の更衣及び休憩が可能な場所や実習効果を高めるために専任教員、実習指導教員又は実習指導者との討議等が実施できる場所が設けられていることが望ましいこと。</p>	<p>臨地実習要綱</p> <p>I. 教育理念・教育目的・ディプロマポリシー等</p> <p>①教育理念 ②教育目標 ③ディプロマポリシー</p> <p>II. 臨地実習の目的及び目標</p> <p>①実習目的 ②実習目標</p> <p>III. 臨地実習の実習単位と時期及び実習場所</p> <p>IV. 実習記録の記載上の注意</p> <p>①実習記録の目的 ②実習記録の種類及び記載方法 ③実習記録の提出方法</p> <p>V. 実習評価</p> <p>①実習評価の考え方 ②評価方法 ③単位認定</p> <p>VI. カンファレンス</p> <p>①目的 ②種類と方法、内容</p> <p>VII. リフレクション</p> <p>①目的 ②方法及び内容</p>	<p>VII. 出席について</p> <p>①欠席・遅刻・早退・欠課について ②天災・人災・交通の運行停止などの取り扱い</p> <p>VIII. 実習心得</p> <p>①臨地実習の意義 ②臨地実習の心得 ・倫理的配慮、守秘義務、自己の健康管理、看護学生としての態度、実習場への交通、食事代について等 ③施設利用に関すること</p> <p>IX. 事故発生時の対応</p> <p>①事故の種類 ②事故防止のために ③事故発生時の対応 ④連絡体制</p>	<p>各看護学実習要項</p> <p>1. 科目名、単位数、対象学生</p> <p>2. ○○看護学実習の目的・目標</p> <p>3. 実習時間</p> <p>4. 実習記録</p> <p>5. 実習評価</p> <p>6. 実習方法</p> <p>①時期 ②時間 ③内容 ④実習先 ⑤実習方法</p> <p>7. 実習期間中に学ぶことと受けられる支援</p> <p>8. 評価表</p>
--	---	---	---

企業等と連携した実習等の観光分野（学校）における特長と課題

企業実習の内容・目的

- ▶産学連携による、2年間計6ヶ月（計930時間ほどの勤務）の企業実習。
基本、1日実働8時間、休憩1時間。（就労日数・時間にて単位を付与）
- ▶教育理念である、「礼と節を重んずる人間の育成」「理論と実技の一体化によるサービスの創造」「広く社会に貢献する人間の育成」を体現。
- ▶学校のカリキュラムの理解や、将来の業界人育成への取り組みの為、各企業への支払いなどはなし。
- ▶社会・実習で働く上での「実習教育概要」、サービス基礎取得の「料飲宴集実務」を学内での授業にて実施。
- ▶実習を通して、学生自身に長所・短所を理解させ、将来の進むべき道・就職先の進路を考える。
- ▶各科(ホテル科・ブライダル科・英語専攻科)の特徴に合わせた配属先。
- ▶有給による雇用のため、実習で得た賃金は、年に1度の「海外研修旅行」の費用に充当。(コロナ前)
- ▶進級・卒業要件の1つ。(実習を中止した場合、フォロー・サポートを実施)

実習関連資料(学生用)

- マニュアル: 実習について、注意事項、業務内容、ケーススタディなど
- 実習報告書: 週毎の目標・学んだこと・反省・課題などを記載(担任提出)
- 勤務記録表: 日々の就労時間を記載・上長の証印(担任提出)
- 実習評価表: 学生の目標・職場からの評価を記載(担任提出)

提携実習先

都内を中心としたシティホテル約18カ所、リゾートホテル約4カ所、ブライダル企業約4カ所。

実習担当者が求める理想像

実習後、アルバイトとして勤務を継続し、最終的にその企業での就職内定。

学校
日本ホテルスクール



学校⇒学生

- ・2年間に8週間の実習を3回、提供(単位認定)
- ・1回目の実習前に準備のための授業を実施
- ・学生の適正や通勤を配慮し、配属先を決定
- ・実習開始前のミーティングと終了後の報告会
- ・企業訪問し、学生と月1回のミーティングを実施
- ・実習中のトラブルや悩みについてのサポート
- ・実習中止者に対する対応、フォロー

学校⇒企業

- ・実習受け入れ条件の確認/覚書の締結
- ・より良い雇用条件への改善提案
- ・企業担当職員と人事部とのホットライン構築
- ・学生についての相談や提案(トラブル時)
- ・留学生受け入れのための、手続き
- ・学生からの実習に関するコメント・評価の報告
- ・年に1度、人事を招いて懇親会を開催



学生

主に18歳~20歳
留学生含む

学生⇒学校

- ・週1回の各実習生の報告・月1回の実習生達とのミーティング
- ・実習中でのトラブル(パワハラ・セクハラ)や人間関係の相談
- ・実習終了後、実習先・配属先についてのコメントや評価を集計
- ・勤務記録表・配属先からの評価・週毎の報告書を提出

学生⇒企業

- ・週40時間×8週間、企業の一員となり、責任感を持ち、実習に励む
- ・3カ所の異なる企業で実習をすることで、自身の適正を認識
- ・自身の適性を認識することで、自身の歩むべき道・就職活動に活用



企業

ホテル(シティ・リゾート)・
ブライダル業界

企業⇒学生

- ・学生達が将来業界で活躍できるよう、基礎的知識力・技術力・社会性・人間性の育成のための協力
- ・アルバイトへのお誘いを経ての就職のお誘い。もしくは選考での優遇

企業⇒学校

- ・実習生のトラブル発生時の連絡と対応についての報告
- ・受け入れが可能な学生の条件についての情報共有(病気など)
- ・学校から学生への指導が十分に至らない場合、それに対する報告と相談

以上

—新カリキュラム対応—



介護実習指導の内容とポイント

介護福祉士養成課程のカリキュラム改正により
介護実習指導の内容やポイントが変わります

介護福祉士実習指導者講習は受講してはいるものの

- 介護福祉士養成課程のカリキュラム改正が行われたことを知らない
- 介護実習に3つの「教育に含むべき事項」が示されたことを知らない

上記のいずれかに が入った方は、

新カリキュラムに対応した実習指導について
アップデートし、適切な実習指導を行いましょう！



令和元年度に、日本介護福祉士会が都道府県の介護福祉士会と協力して全国的に実施した「新カリキュラム対応 介護実習指導研修」で使用したスライド資料を共有させていただきます。ぜひご活用ください。

※都道府県介護福祉士会では、令和2年度から、新カリキュラムに対応したテキストを使用した介護実習指導者講習会を開催します。

※新カリキュラムに対応した実習指導方法を学ぶ研修を実施する介護福祉士会もごさいますので、ご関心のある方は、お近くの介護福祉士会にお問い合わせください。

Q 新カリキュラムの「介護実習」に示された3つの「教育に含むべき事項」とは？

A 新カリキュラムでは、「介護実習」に①介護過程の実践的展開、②多職種協働の実践、③地域における生活支援の実践3つの「教育に含むべき事項」が示されました。「新カリキュラム対応 介護実習指導研修」では、これらを踏まえた介護実習における指導のあり方を学びます。



【介護実習の教育内容】

教育に含むべき事項	留意点	想定される教育内容の例
介護過程の実践的展開	介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。	1) 実習を通じた介護過程の展開
多職種協働の実践	多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。	1) 実習を通じた多職種連携の実践
地域における生活支援の実践	対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。	1) 対象者の生活と地域との関わり 2) 地域拠点としての施設・事業所の役割

Q 新しい教育内容に対応した実習は、いつからやらなくてはいけないのですか？

A 新カリキュラムは、2019年4月より大学等の4年課程から順次導入され、短大や専門学校などの2年課程は2021年度より導入されます。介護実習については、2021年度を待たずに「新しい介護実習」を取り入れることが期待されています。



Q 介護実習指導者は、介護実習指導者講習を受けなおさないといけないのですか？

A 制度上、受けなおす必要はありませんが、新カリキュラムでは介護実習に新しい内容が追加されており、適切な指導をするためには、その内容の理解は欠かせません。介護実習指導者の皆さんには、都道府県介護福祉士会が企画する「新カリキュラム対応 介護実習指導研修」を積極的に受講されることが期待されています。



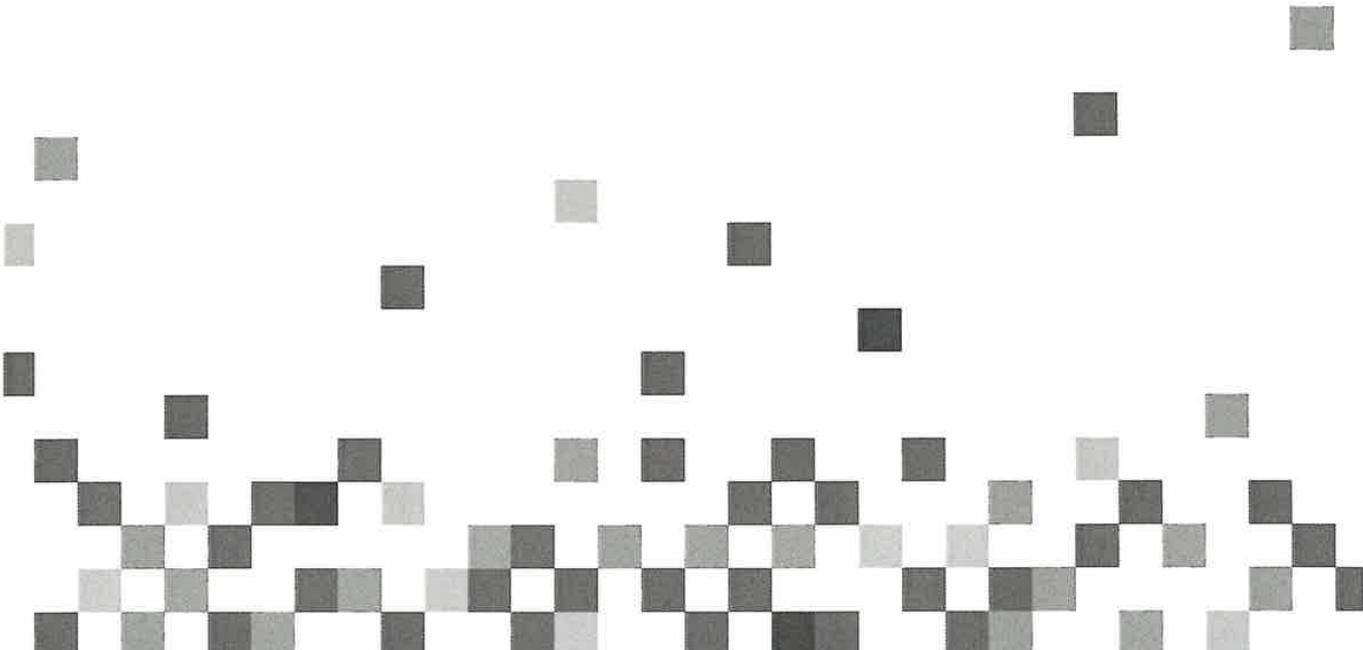
Q 実習指導者以外のスタッフは、新しい教育内容に対応した介護実習にどのように取り組めばよいのでしょうか？

A 日本介護福祉士会では、実習指導者及びスタッフ、養成校の教員向けに、新しい教育内容に対応した「実習指導のためガイドライン」を作成しました。日本介護福祉士会のホームページで公開していますので、ダウンロードするなどしてご利用ください。



介護実習指導のためのガイドライン

2019年3月
公益社団法人 日本介護福祉士会



平成 30 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
介護福祉士の養成カリキュラム改正を見据えた
介護実習科目の実習指導体制のあり方に関する調査研究事業

目次

はじめに	1
I ガイドラインのねらい	3
1. 新介護福祉士養成教育課程に対応した介護実習の展開	3
2. 実習施設と介護福祉士養成校の連携強化	3
3. 実習指導者の役割の明確化及び実習施設内における指導体制の充実	4
4. 事例による効果的指導方法のあり方の提示	4
II 介護福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直しの概要	5
1. 介護福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直しの目的とポイント	5
2. 新カリキュラムに伴い実習施設がおさえるべきポイント	10
III 本書の使い方と構成	12
1. 本書の使い方	12
2. 本書の構成	13
3. 介護福祉士を育てるための実習体制	14
IV 介護実習の実施・受け入れに向けた取り組み	17
1. 介護実習の意義と目的の理解	17
2. 介護実習の枠組みと全体像の理解	18
3. 介護実習実施にあたって前提となる組織体制と情報の把握・確認	20
4. 介護実習における計画の作成と意義	24
5. オリエンテーションの実施	26
6. 実習記録	28
7. リスクマネジメントにおける連携体制	29
V 介護実習指導の展開	32
1. 実習施設・事業等(I)のねらいと留意点	32
2. 実習施設・事業等(II)のねらいと留意点	34
3. 基本的な介護知識と介護技術	36
4. 介護過程の実践的展開	38
5. 多職種協働の実践	44
6. 地域における生活支援の実践	50
7. 実習記録への指導と方法	55
8. 巡回指導	56
9. 帰校日	58
10. カンファレンス(中間・最終)の実践	60
VI 介護実習の評価	62
1. 介護実習の評価	62
2. 介護実習の評価の活用	66
おわりに	69

Ⅶ 資料	70
1. 実習施設・事業等(Ⅰ)(Ⅱ)における介護実習施設・実習指導者等の基準	70
2. 公益社団法人日本介護福祉士会 倫理綱領	71
3. 公益社団法人日本介護福祉士会 倫理基準(行動規範)	72
介護実習指導のためのガイドライン執筆者一覧	74
指導実践例 執筆者・協力者一覧	74